

日本法哲学会創立 75 周年記念

法哲学会の発展と将来

日本法哲学会創立 75 周年記念誌編集委員会

2023 年 11 月

日本法哲学会創立 75 周年記念誌の刊行を祝して

日本法哲学会理事長 中山竜一

本学会が 1948 年 5 月に創立されてから今年で三四半世紀、すなわち 75 年の節目を迎えます。そこで、それを祝して、本年度開催の学術大会を 75 周年記念大会とし、またそれと併せて、皆さんの手元にあるこの小冊子、日本法哲学会創立 75 周年記念誌を刊行する運びとなりました。

日本法哲学会設立の経緯とそれ以降の様子については、1998 年に刊行された 50 周年記念誌『法哲学会のあゆみ』に詳しく書き残されていますので、本冊子では、それ以降、すなわち 1999 年から今日に至るまでの事柄が主たる対象となります。たとえば、学会の内発的な取り組みとしては、若手研究者のための学会奨励賞の新設、ワークショップ枠の創設などの学術大会における新たな試み、学会ウェブサイトの設置に続く『法哲学年報』の電子アーカイブ化、書評欄「論争する法哲学」や査読制度の導入など『法哲学年報』の充実化などが行われてきましたし、外発的事象に対する応答としても、司法制度改革の一環としての法科大学院創設に応える学術大会テーマ企画、新型コロナウイルスの世界的蔓延の下での学術大会のオンライン開催、さらには、そのただ中で生じた日本学術会議任命拒否問題への学会としての対応などが直ちに思い起こされます。

しかし、本冊子では、それだけではなく、1987 年に神戸で開催された法哲学・社会哲学国際学会連合 (IVR) 世界大会の開催経緯やそれを受けて設立された IVR 日本支部の活動についても詳しく述べられます。また、さらにはそれに加えて、東アジア法哲学会や地域の研究会の設立経緯やその後の活動も詳しく説明されており、一つの学会をめぐる証言記録を超えた、興味深い歴史的資料になっているものと思われます。貴重な原稿をお寄せくださった方々には、この場を借りて深くお礼を申し上げます

筆者がまがりなりにも研究者の道を歩み始めた時分には、しばしば年長の先生方から「時流を追わず、後々まで残る研究テーマを選びなさい」といった助

言を頂戴したものでした。壊滅的な敗戦の経験と平和主義的憲法の公布の後に本学会が設立されたということや、学生紛争とその挫折へと至る長い政治の季節のことなどを考え合わせれば、それらは親身の助言であり、おそらく正しい助言であったに違いありません。ただ、すでに挙げた新型コロナ禍への対応などがその最たるものであるように、社会の動きや時代の現実といくら距離を取ろうとしても、何らかのかたちでそれらの影響を受けざるを得ないのは、個人として行う研究も、学会としての活動も、同じであるかもしれません。そして、20世紀の終わりから今日にかけての『法哲学年報』の企画テーマを順を追って眺めていると、その思いはますます強くなります。

言うまでもなく75周年は一つの人為的な節目に過ぎません。ボランティア・アソシエーションとしての日本法哲学会の活動はこれからも続きます。この小冊子が、過去に起こった様々な事柄の回顧集であるにとどまらず、とりわけ若い皆さんのこれからの研究活動にとっての一種のヒント集となることを心から願っています。

目 次

日本法哲学会創立 75 周年記念誌の刊行を祝して	中山竜一	iii
第 1 部 日本法哲学会の発展と将来 (執筆 五十音順)		
日本法哲学会の発展の土台は何か	石山文彦	2
学会事務のしごと——竹下賢理事長のもとで——	市原靖久	4
出でよ、怪物、この地より	井上達夫	6
1987 年 IVR 神戸大会開催が日本法哲学会に残したもの	大塚 滋	10
情報技術が問いかけるもの	大屋雄裕	12
法哲学会への恩義	亀本 洋	14
法哲学会の一転換期	笹倉秀夫	17
年報の公開と「論争する法哲学」コーナー——論文の相互言及を——	嶋津 格	19
「日本法哲学会の発展と将来」という名の私史	住吉雅美	22
危機と学会事務局——2017 年～2021 年を振り返る——	関 良徳	24
司法制度改革と日本法哲学会	高橋文彦	27
昔話——法哲学非専門化のために——	土屋恵一郎	29
駆出し研究者にとっての法哲学会	長谷川晃	32
「学会成立事情」再訪	濱 真一郎	33
前世紀末の東京法哲学研究会	森村 進	37
法哲学年報の電子アーカイブ化のこと	山田八千子	39
第 2 部 IVR 日本支部と神戸レクチャーのあゆみ (執筆 五十音順)		
IVR 神戸大会の頃を振り返る	青井秀夫	44
IVR 日本支部の業務、とくに国際会議について	足立英彦	48
神戸レクチャーから IVR 日本支部国際会議へ	宇佐美誠	50
IVR 日本支部長のころ	桜井 徹	53

聞き書き——東アジア法哲学会の来し方・行く末——	菅原寧格	56
第1回 IVR Japan 国際会議・開催前夜	瀧川裕英	59
IVR 日本支部活動の一端——神戸レクチャーを中心にして——		
	角田猛之	61
那須耕介 IVR 日本支部長の責任感と気配り	土井崇弘	64
那須耕介支部長時代の IVR 日本支部の活動	鳥澤 円	65
1987年夏 初めての国際学会 IVR '87 in Kobe	松浦好治	67
国際学会 IVR の意義と課題	森際康友	70
第3部 各地研究会のあゆみと未来 (執筆 五十音順)		
東京法哲学研究会のあゆみと未来——ヨンパルト先生の思い出とともに——		
	河見 誠	76
東京法哲学研究会——初期の回想——	小谷野勝巳	78
故三島淑臣元理事長の思い出	酒匂一郎	83
九州法理論研究会のあゆみ——その前史と現在——	重松博之	85
東北法理論研究会発足時の経緯とその後	陶久利彦	87
三島淑臣先生、水波朗先生の思い出	高橋洋城	89
愛知法理研究会の歩み	高橋広次	92
〔聞き書き〕日本法哲学会、IVR 日本支部、法理学研究会の思い出		
	深田三徳・濱真一郎	94
第4部 資料編		
1 IVR 日本支部の歴史	編集委員会	100
2 日本法哲学会学術大会の記録および日本法哲学会役員一覧について		104
執筆者一覧		105
編集後記	森村 進	107

第1部 日本法哲学会の発展と将来

日本法哲学会の発展の土台は何か

石山文彦

私は 2009 年 11 月から 4 年間、日本法哲学会の事務局を担当したため、この時期の経験から何かを寄稿することが期待されているのだろうが、コロナ禍や学術会議問題などに直面している現在から振り返れば、この時期はいわば平時であり、事務局の仕事にも特に重大な課題等はなかったように思う。事務局内では、名簿管理や会計など、煩瑣で最も大変な仕事は私以外の方をお願いしたため、無事に職務を終え、次の事務局に仕事を引き継ぐことができたのは、ひとえに周囲の多大な助力のおかげであったと思っている。この時期から約 20 年が経過した現在では、事務局の仕事の処理の仕方もかなり変わったであろう。

そこで以下では、日本法哲学会の今後の明るい展望につながると思われる学会の特徴を 2 点記すことにより、責を塞ぐことにしたい。いずれも、特に目新しい内容ではないが、理事としての経験上、強く感じてきた点である。

一般に学会が活発に活動しているかどうかは、何よりも学術大会と機関誌の内容から判断できるであろう。私は、日本法哲学会の学術大会には、1980 年代後半からほぼ毎年出席してきた。法哲学という学問領域の特徴からみて、多数の会員の関心を引くような企画を実施し続けることは不可能かもしれないが、この間、大会の統一テーマは総じて時宜を得たものであり、企画内容も質的に高いものであったと考えている。

こうした成果に大きく寄与していると思われるのは、企画委員会を中心にかなり長い時間を費やして統一テーマ企画を練り上げていく体制がとられていることである。この体制がいつ始まったのかは私には分からないが、理事会の記録を見るかぎり、2000 年より前であることは確かなようである。現在の企画委員会は、企画テーマおよび企画責任者を理事会に提案することから、報告者等を含む企画案を作成することまで、企画全般に深く関与し、3 年弱の期間をかけて企画を練り上げている。この間、企画委員会からの報告を受けた理事会でも、企画案について活発な議論を交わしている。これほど長期にわたって学術

大会の準備を行っているのは、日本法哲学会の大きな特徴と言えるであろう。

企画委員会や理事会での議論を経ることにより、最終的な企画案が企画責任者の意向通りにならない面があることは否定できず、その点をマイナスと考える見方もあるだろうが、私が2012年度大会で企画責任者を務めた際は、企画委員会および理事会における議論をうけて企画内容を大きく改善することができたと思っている。今後も学術大会の企画の準備に力を入れることにより、日本法哲学会がいっそう発展していくことを期待している。

また、学会の活動への影響という点では、こうした制度だけでなく、人の面も大きい。日本法哲学会は「若手」会員が大きな役割を果たしている点にも特徴があるだろう。分科会では多くの若手会員が報告している（公募制度の導入以降、この傾向はさらに進んでいる）し、統一テーマ企画でも、他の学会では決して「順番」が回ってこないような年齢の若手会員が報告することもまれではない。若手会員の活躍は、学会運営に携わる理事の選任についても言える。理事の職務には学問と無関係なものが多いのも確かだが、特に近年、学術大会の企画責任者の年齢が徐々に下がる傾向にあるように思われ、興味深い企画が行われるようになってきたのは歓迎すべきことである（また、年齢とは関係ないが、制度として定着したワークショップはいわば公募によるミニ企画であり、これも学術大会における議論の活性化に貢献しているであろう）。若手の発言が多い学会はおのずと活動が活発になるものである。こうした雰囲気は、各地の研究会のそれとも連続したものであろう。ベテランにはベテランの味があるわけだが、若手研究者の活発な議論からは学ぶところが大きく、個人としても大いに刺激を受けているところである。こうした文化は徐々に形成されてきた貴重なものであり、その形成に寄与した先輩たちに深い敬意を抱くとともに、それがこれからも受け継がれていくことを願っている。

法哲学という学問の性格からしても、日本法哲学会は、何か新しいものに飛びつくということだけでなく、地道な努力の積み重ねによってこそ発展していくのであろう。学術大会での報告だけでなく、『法哲学年報』に掲載される論文や書評についても公募制が導入され定着しつつあるのも、こうした努力の一環で

ある。日本法哲学会が今後も安定的に発展していくことを疑うべき理由はないように思える。

学会事務のしごと——竹下賢理事長のもとで——

市原靖久

1980年（昭和55）年4月に関西大学の助手（法思想史）となった私は、大学院博士課程の学生でもあったので、専攻する法制史の科目だけでなく、法哲学の講義を矢崎光圀先生（大阪大学、以下所属大学はすべて当時）から受けた。ほどなくして私は、助教授の竹下賢先生（関西大学）のお勧めにしたがい、法理学研究会に出席するようになり、続いて、日本法哲学会の会員にもなった。法制史専攻の私が法哲学専攻の先生方と交わる機会はこのようにして与えられた。

1992（平成4）年11月、日本法哲学会の学術大会が「実践理性と法」を統一テーマに関西大学で開催されたとき、助教授の私は、開催校理事であった竹下教授のもとで、その準備や運営をお手伝いした。しかし恒常的に学会事務の実務全般に携わることになったのは、竹下先生が理事長になられた期間であった。

竹下先生は、2001（平成13）年11月に日本法哲学会理事長に選出され、2005（平成17）年11月まで2期4年間、その任を務められた。竹下理事長時代の学会事務局は関西大学に置かれ、森村進理事（一橋大学）は年報担当として前事務局から引き続いて、亀本洋理事（京都大学）と服部高宏理事（岡山大学）が新たに加わって、竹下理事長を支えられた。そして会員である私もこのたびは事務局の一員となった。

竹下理事長のもとで導入されたさまざまな改革によって学会の学術活動はそれまでに増して活力を高めたことについては異論がないと思われる。しかしこ

れについては、相応しい評価者を待つべきであろう。かつて/いま学会事務を担当された/されている理事・会員の労に敬意を表しつつ、ここで私が書いておきたいのは、竹下理事長のもとで私が経験した学会事務の実務についてである。

理事長に就任された竹下先生は、事務的な面でも、新しい試みをいくつか導入された。竹下理事長がまず私に指示されたのは、情報量を増やすために学会報を大判（A4判）に改版すること、また、新しい学会報を折らずに入れることができる、学会名が刷られた大型封筒を外注することであった。

当時は、日本法哲学会に限らず、国内学会のニューズレターといえ、B5判で作成され、定形封筒で郵送されることが一般的だった。しかし、日本法哲学会の学会報は、竹下理事長就任後の[学会報第 6 号](#)（2002 年 2 月 15 日発行）から、判型が A4 判に拡大された。これにともない、幹事や事務局を務められている先生方から原稿を頂戴して、「地域の研究会」や「IVR 日本支部からのお知らせ」など、新しい情報を学会報に加えていくことができた。また、ワープロベタ打ちの誌面から、簡易 DTP による誌面に変更し、誌面体裁の刷新を図った。ただし、現在のような袋綴じではなく、ステープラー止めであった。

学会名・事務局連絡先を印刷した大型封筒について、私は校正ミスをしてしまった。封筒に記載された学会事務局のメールアドレスの一部に誤植があることに気がついたのは、学会報第 6 号を封筒に入れて送り出した後であった。当時竹下先生は入学試験部長をされていたので、私は急いで入試部長室におられた竹下先生のところへ行き、ミスを報告して詫びた。竹下先生は、私を思いやって、「自分も校正を見たので責任がある。誤記は次の学会報で注記しておけばよい」と言ってくださった。そこで 2,000 部発注した封筒を使い切るまでの間は、学会報の末尾に「*封筒に記載されている E-mail アドレスは誤っております」と、いささか恥ずかしい注が入った。

年会費の請求方法についても新しい工夫が加わった。それまでは学会報を送付する封筒の宛名シールに過去 3 年の未払い金額を含む合計請求額を記載するという方法だったが（当時は個人情報の露出に今ほど注意が払われなかった）、合計請求額の内訳についても記載した「会費請求書」を新たに会員ごとに作成

し、これを学会報とともに封筒に入れて送付する方法をとることになった。前事務局から引き継いだ会費納入状況リストのファイルを加工しながら差し込み印刷用データを作成する作業となったが、わからない点を前事務局の石前禎幸理事（明治大学）に何度も教えていただきつつ、2003（平成 15）年度会費から何とか請求書方式に移行することができた。

かくして学会事務の実務はそれなりに時間と労力を要するものだったが、私自身はあまり負担に感じたことはなかった。それは事務局員として、理事会に出席したり、学術大会の受付などをすることによって、理事や会員の先生方と親しく接する機会を持つことができるようになったからである。関西以外で理事会や研究大会が開催されるときには出張して参加することになるが、閉会後の懇親会などで、普段お会いすることが叶わない法哲学専攻の先生方と親しくお話しできることが、法制史専攻の私には僥倖に思えた。

2005（平成 17）年 11 月、嶋津格新理事長（千葉大学）の選出にともない、竹下先生は理事長を退任された。同時に私の事務局員の任も解けたが、しばらくして竹下先生は事務局実務の労を濃やかに労ってくださった。先年凶らずも不帰の客となられた竹下先生に、また、早世された石前理事に、改めて哀悼の意を表する。

出でよ、怪物、この地より

井上達夫

ずっと、「日本法哲学学会青年団」の一員のつもりだったが、いつの間にか、周囲は私を「なかなか枯れてくれないウルサイ老人」とみなしてきたようだ。学会創立 75 周年を記念して「日本法哲学学会の発展と将来」について一文を寄せるよう依頼されたが、これは私にとって、名誉というより、罰ゲームである。

こんな大きな、重たいテーマについて、2000 字以内で書けというのだから。

“Mission: Impossible” を積年の「多言の罪」に対して重罰として科されたわけだ。「課題」ではなく「科題」である。この「科題」に服するよう努めたいが、多少の字数超過は御寛恕を乞う。

まずは日本法哲学会の「来し方」を振り返り、その上でその「行く末」を語るのが期待されているところだろう。しかし、「来し方」については、既に、同期生にして長年に亘り学会理事会同僚だった長谷川晃氏の退職記念論集『公正な法をめぐる問い』（信山社、2021 年）の最終章（317 - 359 頁）に掲載された長谷川氏・角田猛之氏・井上の鼎談で、我々の若かりし頃の学会重鎮理事たちの姿や、理事会内部改革に関する裏話も含めて、詳しく語っている。我が恩師、碧海純一を追悼する二つの小文でも、恩師の学問的・学会運営的貢献を再考しつつ、恩師が尽力した 1987 年 IVR 神戸世界大会開催準備の裏事情などにも触れている（拙著『生ける世界の法と哲学——ある反時代的精神の履歴書』信山社、2020 年、494 - 502 頁再掲）。

そこで、我が学会の「来し方」についてはこれらの旧稿の参照を乞うことにし、ここでは「行く末」を語りたい。私は日本法哲学会、正確には、会員以外の研究者も含む日本の法哲学界の将来について、不安と期待の双方を含むアムビヴァレントな思いを抱いている。

まず不安から述べよう。実は、不安が期待を生む原因でもある。不安の主因は、世界的に、法哲学の勢いが衰え、政治哲学や倫理学を含む実践哲学、さらには人文社会科学におけるそのプレゼンスが低下しつつあることである。日本ではなく世界の法哲学の「来し方」には、ここで触れる必要がある。

第二次大戦後、ファシズム・ナチズムへの反省は、一方で、悪法問題の論議を活性化させ、自然法論の再生を促すとともに、他方で、狂信的な人種主義・全体主義の非合理主義的イデオロギーに対する批判も先鋭化させ、経験主義哲学や分析的哲学と連携した法実証主義の再編運動も促進した。1960 年に刊行された H・L・A・ハートの『法の概念（The Concept of Law）』は、分析哲学的方法を単に法に「外挿」するのではなく、法内在了的観点の分析とも結合させて記

述的法実証主義の法概念論を再定式化し、「自然法の最小限の内容」にも適切な位置付けをする試みであった。それは戦後世界の大きな思想的課題と向き合いつつ、それに平易明晰な言葉で冷徹な解答を与えようとするもので、法哲学内部だけでなく広く人文社会科学一般の研究者にも大きな影響を与えた。

1971年に刊行されたジョン・ロールズの『正義論 (A Theory of Justice)』は哲学者の手になるものだが、法哲学の伝統的テーマでありながら法哲学においても沈滞していた規範的正義論を再生させ、しかも「社会科学の優等生」を僭称してきた経済学で影響力の強かった功利主義に代替する体系的な正義構想を提示しようとするもので、法哲学的問題を人文社会科学の中心課題として復権させるものだった。1960年代末から法実証主義批判を勢力的に進めてきたロナルド・ドゥオーキンは、ロールズの触発を受けて後者よりも先鋭な形で反功利主義的・平等基底的な正義構想論を展開する一方、法自体がコミットする正義構想の解明が法実践の内在的理解に不可欠であるとする観点から反実証主義的法概念論を発展させ、法理論を政治哲学・倫理学および哲学的な認識論・解釈学と接合することにより活性化させただけでなく、後者の諸学の法理論に対する関心を昂揚させ、法・道徳・政治を総合的に考察する実践哲学の発展における先導的・推進的地位に法哲学を押し上げた。独創性は乏しいが時流に乗った百科全書的評論の得意なユルゲン・ハーバーマスが、1992年に『事実性と妥当性 (Faktizität und Geltung)』を刊行して「法哲学者」として自己の売り込みを図ったのは、当時の法哲学の主導性を示す例証と言えるだろう。

残念ながら、戦後法哲学の黄金時代は終わった。実は、実践哲学全般が失速している感もある。学者が小粒化し、学界全体に大きなインパクトを与える主導的論客がいなくなっただけではない。ここで詳述する余裕はないが、分野・立場の違いを越えた広範な議論を活性化させる「大問題」が消失したように思う。規範的正義論は、「メタ倫理学への回帰」で勢いを殺がれつつも、平等論・自由論の分野で議論を精緻化させて命脈を保っているが、議論が細くなるにつれ、業界が細分化され、それぞれの業界内部での議論に密教化しつつある。法概念論も本質主義的独断の罫に嵌った概念分析に退行して密教化・瑣末

化する傾向を示すと同時に、その罫を脱出するために台頭したはずの遵法義務論も、「悪法もなお法として尊重すべき根拠と条件の解明」という本来の悪法問題を見失って迷走している（参照、拙著『立憲主義という企て』東大出版会、2019年、拙稿「『立憲主義という企て』は何を企てたか」『法と哲学』7号、2021年、263 - 293頁）。

世界の法哲学の沈滞は、日本の法哲学界が海外の理論動向をサーヴェイして論評するだけの研究にとどまる限り、やはり沈滞を免れないことを意味するから、日本の法哲学の危機でもある。しかし、危機は同時に好機である。世界の法哲学が沈滞しているからこそ、その沈滞を破る新しい画期的な業績を日本の研究者が生み出すチャンスがある。

日本には、サーヴェイ的論評を越えて、海外での議論に直接参入し独自の貢献をする意欲と能力をもった研究者も、若手を含めて、いま現れている。しかし、現在の欧米での細分化され密教化された「業界」での議論の枠内で仕事をするだけではブレイク・スルーにはならない。このような狭隘な議論の枠を突き破る「大問題」を提起し、骨太の大胆な理論を提示することに挑戦する必要がある。「失われた三十年」の中で、日本の若者は内向化したと言われてきたが、いま、世界を驚かす活躍をする若者も現れている。「野球の神様」たるベーブ・ルース以外に不可能と思われていた投打の「二刀流」を、この神様を超えるレベルで駆使して、野球の固定観念を打破した大谷翔平はその代表例だろう。大谷のような「怪物」が法哲学の世界でも日本から出現する可能性はあると私は信じている。出でよ、怪物、この地より！

1987年 IVR 神戸大会開催が日本法哲学会に残したもの

大塚 滋

その当時、我が国の法学系学会の多くがほぼ同じ傾向にあったのではないかと推測しているが、日本法哲学会も、その勢力は、関東圏と関西圏、あえて言ってしまうと、東京大学圏と京都大学圏とに大きく分かれ、その両圏が相互に無言の対抗意識を持っていたように思われる。もちろん、決してそれ以外の地域に法哲学者がいなかったわけではないし、両大学出身者及びその薫陶を受けた者だけしかいなかったわけではないが、やはりその両地域および両大学が学会の中の双璧だったことに間違いない。

我々が学問のアイデンティティーに関わるその名称も、本来はそのような地域的な関係はないのだが、概ね関東は「法哲学」を使い、関西は「法理学」を使って、両概念の出自のみならず内容の微妙な違いまで必要以上に強調する傾向があったように記憶している。

それとは関係ないことかもしれないが、両地域で活動してきた伝統ある研究会も、発足当時から東京は「東京法哲学研究会」、関西は「法理学研究会」と称されてきた（ちなみに、『学会報』によれば、現在、愛知には「愛知法理研究会」、九州には「九州法理論研究会」がある。）。どうやら両圏の間には箱根の関のような目に見えない仕切りがあったかのようである。もちろん個々の人的な圏間移動はあったにせよ、おそらく両圏の学問的交流はそれほど活発には行われてこなかったのではないかと想像される。

その箱根の関を打ち破った出来事が1987年開催のIVR神戸大会であった、と筆者は見ている。それはいわば外圧である。この大会は、我が日本法哲学会が開催する初めての国際学会であった。それゆえ、オールジャパンで取り組み必ずや成功させなければならない、学会挙げての一大イベントであることを学会メンバーは共通に認識していた、と断言していいだろう。

そのため、学会の理事たちはもとより、全国からいわゆる若手の研究者たちも多数動員され、その総力を上げて、地味な準備作業から大会の実施運営まで

を周到に行なった。そこには関東も関西もなかった。そのようなことを言ってもらえる状況ではなかった。しかし、とりわけ、実働部隊の若手研究者たちは、その作業を遂行する中で、多くの著名な海外研究者たちに直に接する貴重な経験をさせてもらったばかりか、図らずも我が国の法哲学界における東西の異文化交流を実体験するという、極めて貴重な機会を与えられたのである。それは、神戸大会を成功裡に終わらせることができた、という達成感を上回る財産であったと言ってよいだろう。

一つの大きなプロジェクトを協力して成し遂げたことで、主に若手が手にしたこの財産は、我が法哲学会のその後の発展の大きな原資となった。箱根の西における多様性と東における多様性に何か質的な違いがあったわけではないことを皆肌で知ったのである。皆それぞれ独自の研究テーマをそれぞれ个性的に追究している法哲学者であり、一つの議論共同体を形成することに何の差し障りもないことを実感したのである。著書や論文だけでなくその筆者の人となり直接接触する、顔馴染みになり懇親を深める、という実に当たり前の関係づくりが学問の世界にも必要だったことに気づいたのである。それは、神戸に集まった諸外国の研究者との間でも同じことであった。

その後、神戸大会当時の若手の何人かが相次いで学会の理事となり、学会をリードする役割を担うようになった。さらに、いつ頃からか毎年夏に、東京法哲学研究会と関西の法理学研究会が主催する合同合宿が御殿場や琵琶湖で実施されるようになり、大学院生などの、さらに若手たちを巻き込んだ、地域性を越えた学問的かつ人間的交流がより活発に、そして密になっていったのも、この原資あったればこそだと考えている。

もう一つここで言及しておきたい財産がある。この神戸大会を開催運営するためには、多くの寄付を募り集める必要があった。法哲学者、いや法学者にとって、決して得意分野とは言えない、足を使って汗を流すこの仕事を、理事会の担当メンバーは見事に成し遂げた。そして、それだけでなく、その後長きにわたって、神戸レクチャーとして、諸外国の指導的研究者たちを我が国に招き、講演等を通じて我が国の研究者に多大な刺激を与えてもらう機会を生み続ける

という予想以上の成果をもたらしてくれた。この地味な、縁の下の力持ちのような努力とその成果は、これからも永く語り継いでいかなければならない我々の貴重なレガシーであろう。

情報技術が問いかけるもの

大屋雄裕

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響を受け、日本法哲学会においても 2020 年の学術大会開催が物理的には中止され、2021 年は完全オンラインでの実施となった。後者におけるオンライン会議の管理運営を担当した一人として、それを含めた学会・研究会等のオンライン化の影響について検討する必要があると感じている。

プラスの側面については言うまでもない。物理的な人の往来が制約される状況のもとでも学術活動が継続できたのは、モノを介することなく情報をやりとりすることを可能にする技術の恩恵である。学術大会の運営を手伝ってくれた門田美貴さん（当時慶應義塾大学博士課程在学中、憲法専攻）が物理的にはドイツに留学中だったように、時差の問題こそあるもののインターネット環境さえあればどこからでも容易に参加できるというのも大きなメリットであり、オンラインでの開催が原則として続いている東京法哲学研究会でも関西やその他の地方から参加している会員の数が、印象論ではあるもののリアル開催のときよりはかなり多くなっているように思われる。もちろん距離の問題だけではなく、本務校の都合や育児・介護などで会場には行けないという場合でも参加が可能になるケースが増えるというのも間違いないことだろう。学会においては、日本留学中に入会した外国人会員が帰国後になかなか連絡が取れなくなる事例が多いことも指摘されてきたが、今後はインターネットを通じて交流を維持す

ることでそのような事例が減ることも期待できるかもしれない。あるいはそもそも日本に滞在することなく入会し活動に参加するといったことも考えられるだろう。

だがそのことは同時に、日本法学会のアイデンティティは何かという問題を提起するかもしれない。かつて文学部では、国文学か日本文学かという論争があった。我々が作品に向き合うとき、日本語で書かれた文学という以上の固有性がそこにあるのかという問題であり、我々にとってはハートによる内的観点・外的観点の区別と同種のものとして理解することができる。実定法学であればその対象がどうしようもなく日本という国のものでありそれが強制的に適用されることから一定の固有性が生まれるだろうが、同様の性質が法哲学には存在するのだろうか。それとも、すでに日本語を母語としない芥川賞作家が生まれ「日本文学」という性質が必然的なものとなってきているように、我々もただ日本語で交流している学術団体になっていくのだろうか。仮にこのような方向性を志向していくとすれば、学術大会もオンラインかハイブリッドでの開催を原則とするべきだろうし、たとえば会費の支払についても郵便振替という国外から利用しにくい手段ではなく、クレジットカードに対応するなどの具体的な改善を考える必要があるだろう。

あるいは日本という土地で実際に会うことを本質的だと考え、日本語以外による交流や研究発表を許容していくという方向性も考えられる（IVR 日本支部の国際会議はこのような方向性かもしれない）。この場合、しかしすでにオンラインで研究発表や意見交換についてかなりのことが可能だとわかっており、かつ前述のとおり移動が難しい会員も多くいる状況で、実際に集まることの意義は何なのかが問われることになるだろう。そもそも法哲学にとっての日本の位置付けとは何なのかということも——世界各国から参照される法哲学者を生み出してきたような国ならばともかく——問題になるかもしれない。

廊下を走るなという規則が多くの学校に存在するのに廊下で空を飛ぶなという規則がないのは何故かと、しばしば一般向けの講演などで口にしていく。答はもちろん単純で、我々には廊下で空を飛ぶことができないからであり、不可

能なものに対してそれを規制する規則は作られないからである。だから、仮にドラえもんの世界にあるタケコプターが実用化され、我々が容易に空を飛べるようになったとすれば、そこに起因する問題に対処するための規制が考慮され社会に組み込まれていくことになるだろう（当初は新しいおもちゃだと思われて放置されていたドローンが、首相官邸突入未遂というテロ事件を契機として航空法の規制対象となった経緯を想起しよう）。

議論するためには同じ場所に集まって語り合うしかないという状況では、それ以外の可能性について考えたり「なぜ集まるか」という問題に答える必要はなかつただろう。しかしすでに技術はパンドラの箱から解き放たれている。新たな技術水準のもとでふさわしいとされる学会のあり方について考える必要が、今後に向けてはあるだろう。

法哲学会への恩義

亀本 洋

論理実証主義の洗礼を受けた私は、法がどうのこうの言う人がいたら、それって触れますか、食べられますかと質問してみればいい、答えられなかったら、その人は法のことを真剣に考えたことがないのだ、と公言するなど無茶苦茶な授業をしております。

にもかかわらず、日本法哲学会については、実在論的な態度をとっています。実際に存在するのは個々の会員、個々の人間だけですが、若い頃から、実在する先輩方には大変お世話になりました。

大学院生の頃、拙稿をお送りすると、見ず知らずの先生方のほとんどは大して役に立たない拙稿に対して、丁寧かつ的確なお返事を下さいました。一人だけ挙げますと、神戸大学の野口寛教授から大変丁寧で力づけるようなお返事を

いただいたことをよく覚えております。

八木鉄男先生、三島淑臣先生、ホセ・ヨンパルト先生とは、喫煙者であることもあり、学術大会をさぼって灰皿があるところで雑談したのも楽しい思い出です。30年以上前に信州でやった東京法哲学研究会と法理学研究会の合同合宿では矢崎光圀先生のベンツに乗せてもらったこともあります。後からみんなから危ないとは言われましたが。

早稲田大学の笹倉秀夫理事長のもとで事務局を務めていた時、学会費請求額の間違いに気づき、大慌てで葉書で訂正・お詫びを送ろうとあたふたしていたところ、該当者の同志社大学清水征樹先生の方から拙宅にお電話があり、間違いなんか気にすることないから頑張れよ、という気遣いの電話をすぐにいただきました（この頃はメールが普及する前で、まだ手紙と電話で通信していました）。それまでお話したことはほとんどなかったのですが、私が早稲田大学に移る際お世話になった井上茂先生とお親しいらしく、なんやかんやで10分以上楽しく雑談したのもはっきりと覚えております。事務局をやっている一番うれしかった思い出です。事務局では間違いを多々しましたが、この頃の法哲学会会員の皆様は、事務局の事情をよく御存じなのか、みな親切で励ますだけで、それをとがめる人は一人もいませんでした。

日本法哲学会は触れるものとしては実在しませんが、その内実をなす個々の会員は以上のように存在し、実際に交流をもったのです。そこから私は、法哲学会実在論をとっています。法哲学会には、そういう意味で、学術論文、雑談（多少は学問的な話があってもよい）、宴会を通じ大変お世話になってきました。私は、たまたま、笹倉理事長時代（1997～2001年）、竹下賢理事長時代（2001～2005年）、そして自分の理事長時代（2013～2017年）を通じ日本法哲学会の事務局にかなり長くかかわりましたが、その間ずっと、お世話になった法哲学会に少しでも恩返ししたいという気持ちがありました。ただ立派な先輩方と異なり、若い法哲学者から論文や著書を送っていただいても、お礼の返事も出さないという自分の姿勢には腹が立っていますが、なかなか改善されません。申し訳ありません。定年退職したら改めようと思っています。自分を柵に

上げて言いますと、若い人は励ますのが何より大事です。

私が長い間経験してきたところによると、日本法哲学会も同理事会もゲマインシャフトでみんな仲間といった感じでしたが、最近、ちょっとビジネスライクに理解している若い会員が増えてきたなという印象を持ってきています。最悪の例としては、法哲学年報は査読誌なので、法哲学会にあまりコミットメントがない人が査読論文掲載の手段として法哲学会を利用するといったことです。それはそれで仕方のないことだとは思っていますが、やはり寂しい気もします。また、情報弱者の高齢者（私も含む）にやや冷たいのではないか、という感じも若干あります。

老害になるので、これからの法哲学会の運営についてはできるだけ口を出さないよう努めておりますが、日本発の法哲学の英文査読誌（Web 上のものも含む）を発刊する（法哲学年報誌上でやる手もある）ということについては、10年以内に理事会で検討していただきたいと思っております。実定法学と違って、法哲学は世界共通なので、もちろん、日本の社会と文化のローカル性を生かした論文を世界に発信するというかたちで。西洋の法哲学もまったくもってローカルです。彼らにその自覚がないのに私はいつも呆れています。

以上は、日本法哲学会に対する私の気持ちを書いたままで、若い会員の方々に法哲学会に恩返ししろなどと言うつもりは毛頭ありません。みなさん、自分の考えに従って自由にやって下さい。それが法哲学会のいい所なので、

法哲学会の一転換期

笹倉秀夫

筆者は「戦後日本の法哲学」（『法哲学年報』1998年11月刊所収）において、戦後法哲学界50年の動きを三つの時期に分けて総括した。そして、第三期中の1980年代の後半からは、法哲学者が環境、生命倫理、市場といった現代社会のホットな問題に立ち向かい、また自己決定権、契約、尊厳死など実定法学上の新しい基本問題を引き受ける、新たな動きを見せるようになったこと（この点で実質的に第四期に入っていたと言える）を指摘した。この見方は基本的に今でも変わらないが、それでは、日本法哲学会自体はその1980年代後半頃にどういう状況にあったか、この点を考えよう。

法哲学会の現状が顕著に形成され始めたのは、1993年からの田中成明理事長期だろう。

第一に、若手が理事長・理事になることが確立した。それまでは、理事長就任年齢はほぼ50代後半以降であった。たとえば、田中耕太郎氏58歳、恒藤恭氏68歳、峯村光郎氏59歳、加藤新平氏59歳、井上茂氏59歳、矢崎光圀氏56歳、天野和夫氏62歳、三島淑臣氏57歳であった。これがその後は、田中成明氏が51歳、次の笹倉秀夫が50歳となった。理事もまた、1989年度あたりから一挙に若返った。若手の法哲学研究者が激増し、彼らが理事になる動きが強まったためである。とくにIVRの大会が1987年に神戸であったことの影響も大きい。語学力や人脈などのゆえに、多くの若手が前面に出て活動したからである。田中成明理事長期に65歳定年制が導入されたことの影響も、大きい。

これらによって法哲学会は、体質が大きく変わった。それは学会における「民主化」に現れている。法哲学会は、初代田中耕太郎、尾高朝雄（代行）、恒藤恭の三氏の代においては、かなり権威主義的な雰囲気があった。それは何よりも、三氏がそれぞれに、最高裁長官、東大法哲学講座初代教授、京大事件の闘士の一人といったかたちでカリスマ性を体現していたからでもある。その後もしばらく法哲学会は、権威ある理事長が象徴的存在として「君臨」し、

「統治」は弟子筋に当たる者（助手・大学院生）が引き受け、会議のフィクサーもするという形態にあった。これに対して田中成明理事長以降は、このような状態を脱し、理事長と事務局担当理事、その他の事務局メンバーは同世代の仲間同士であることになり、またそのこともあって理事会がチームワークで動くようになった。理事会では自由に発言しうるので重い空気が払拭されたという点もある。その後の理事長の就任時年齢は、竹下賢氏 55, 嶋津格氏 56, 井上達夫氏 55, 亀本洋氏 56, 森村進氏 62, 中山竜一氏 57 となったが、以前より相対的に若いことと、それまでに定着した同僚同士の関係の雰囲気を持続していたことが、払拭の持続に貢献した。

第二に、学術総会における統一テーマ・シンポジウムに向けて企画委員会が設置された。これによって、学術総会でのシンポジウムの準備が組織的に進められるようになった。一人の理事が企画委員長となって企画案を作り、理事会の承認の下に報告者団を結成する；そして、準備の2年間に毎年2、3回、他の理事も参加した企画委員会で議論を重ね、練り上げて総会に臨む；企画委員会の副委員長は、その次の学術総会シンポジウムの準備をスタートさせる、というものであった（それまでは、報告者は担当理事が個人的に候補者を決めて折衝して集めるというものだった）。

法哲学会はもともと、法律学、さらには経済・政治・哲学・歴史学等の諸分野の専門家（会員ではない者のゲスト出演も多い）が原理的問題を論じ合う場であったが、企画委員会方式になってからは、報告を依頼した他分野の人も参加して、何度か各自の報告案を討議し合う場が設けられるようになった。このため、そういう予備討議の場とその後のコンパの場で親しく論じ合う機会が多くなり、各自の報告の相互理解を踏まえ報告内容の改訂や他報告への言及等も可能となり、広い学問的フォーラム化が進んだと言える。

こうした動きの端緒は 1989 年度の岡山大会に向けての企画委員会（筆者が企画委員長）であった。このときの企画テーマは「現代における「個人・共同体・国家」」であり、当時問題化していた自己決定権を集団との関係で考えた。シンポジウム終了後、憲法の佐藤幸治氏が労働法の西谷敏氏（共にゲスト報告

者)に「西谷さんと追究点の共通性を確認できて大いに有意義だった」と話しかけられ、憲法と労働法間での相互理解の深まりを確認できた。

第三に、筆者の理事長時から、事務局長（当時）の亀本洋氏の貢献により「学会報」の発行が始まった。表紙に理事長のメッセージを載せ、学会関係のニュースや、地域の法哲学・法理学研究会の記録等をも載せている。この形式のもので最新号（2020年10月刊）が46号となっており、「学会報」は今日まで重要な情報交換の場となっている。

筆者が理事長となって2年目の1998年度には、法哲学会創設50周年の記念大会が早稲田大学の大隈小講堂で開催された。筆者は、50周年記念企画「知的資源としての戦後法哲学」において総括的報告を担当した。その中身が、上記「戦後日本の法哲学」である。思えば、あれからもう四半世紀が過ぎたのだ。

年報の公開と「論争する法哲学」コーナー——論文の相互言及を——

嶋津 格

同ページの担当者に感謝だが、日本法哲学会のホームページのグローバルメニューから「年報・学会報」のページ（以下「年報HP」という）に行ける。サイドメニューの「法哲学年報」をクリックすると、法哲学四季報（1948～1951）と法哲学年報の最初の号（1953(1)）から最新号（2021 法と感情、2022 刊）までの全号のタイトルが出てくる。そして各号のタイトルをクリックするとその号の目次が開き、掲載されている論文等のタイトルをすべて見ることができる。法哲学の論文を書こうとする者は、法哲学年報（および四季報）に載った自分のテーマに関連する論文の存在を、こうして検索することができるのである。

実は、そこでタイトルのみが表示されている論文の内容を読むのも簡単である。年報HPには「J-Stageで公開されている電子アーカイブ」のことが書かれ

ていて、「法哲学年報（～2007）」と「法哲学四季報」へのリンクが張ってあるからである。以下、これに関する経緯を少し書いておきたい。

私が学会の理事長を勤めていた（有能な事務局と無能な理事長の対照が顕著だった）期間に、学振（文部科学省所管の国立研究開発法人科学技術振興機構）が運営する電子ジャーナルの無料公開システムである J-Stage を通した法哲学年報の公開作業が開始した。同システムは、相対的に高い普遍性をもち世界に向けた発信が期待される自然科学系ジャーナルを主に想定した公開事業だが、社会科学系ジャーナルにもその対象が広げられてきた頃のことである。準備のため、手元にある法哲学年報の過去号を集め、足りない号は法哲学四季報を含む法哲学年報の全巻が揃っていた中央大学図書館から、山田八千子理事を通して借り出した。簡便な手続きではあったが著作権の処理も一応終えて、2008年11月に2004号（2005刊）までの全号の公開ができた（J-Stage に対しては、当年度の最新号より3年以上前までの年報の公開を許可）。その後も何回かの公開作業を経て、現在は2009号までが公開されている。現在の年報最新号は2021号だから、ルール上は2018号までが公開可能なはずだが、多数のジャーナルの中で法哲学年報の順番がいつ回ってくるか、また政府予算がどれだけ付くか、によって不定期になるらしく、2009号が2023年4月に公開されたのが最新である。多くの会員がこのアーカイブを利用して、日本の法哲学者たちの業績を相互引用しながら議論を進めてくださることを期待する。ちなみに私自身は、ある年の法哲学の授業を、J-Stage に公開されている年報内のいくつかの論文を学生にダウンロードさせながら実施したこともある。

また、年報 HP のサイドメニューの下部には「論争する法哲学」（以下「論争」という）のタグがあり、それをクリックすると「論争」のページが開く。まず今年の対象著作のリストがあり、論争的書評の投稿を勧めている。そしてその下に過去の年報に掲載された書評と著者のそれへの応答のタイトルを論争ごとにまとめてリストにしている。これも2008年に始めた年報の「論争」コーナー上でのやりとりである（もちろん「論争」を構成する各書評と応答は、年報掲載分については J-Stage のアーカイブですべて読める）。ちなみに年報

HPには、過去の学会報も全号アップされており、内容も読めるが、その18号(2008年9月発行)の最初に「論争する法哲学——高次の打算のすすめ——」と題した拙文が掲載されている。「論争」コーナー開始の事情については、それをご覧いただきたい。ただ「打算」の意味を少し再論すれば以下のとおり。実験や観察によるチェックが可能な自然科学では、各研究業績の普遍的価値の確定も比較的容易である。しかし社会科学や哲学についてはその条件は弱く、外からは理解困難な各研究者による自己満足的仕事として業績の社会評価が終わってしまう危険も大きい。いずれにせよ学問業績の社会価値は主に、専門家の中での相互評価を通して決まるが、その相互評価の声自体が、外へはほとんど聞こえてこないのである。だから法哲学の諸業績についても、その種の相互評価をもっと活発に行って、少なくとも各業績が論じるに値するテーマと議論展開なのだ、ということをお内・対外的にアピールしてゆくことが必要だ、と考えたのである。言い方は悪いかもしれないが、法哲学の営業活動またはマーケティングとしての論争である。かつて「ロールズ・インダストリー」が語られたが、私にはあれはマーケティングの大成功事例に見える。ロールズの価値を否定する議論も含めて注目を集め、正義論の世界を確立したからである。

今回この文章を書くに際して、過去の「論争」を全部読めないかと考えたのだが、怠慢のせいで完遂はできず、ごく一部に目を通せたに過ぎない。それでも、読む意義を感じた評や論争は多くあったし、私なりに日本法哲学の水準を再認識する機会になった。特に若い諸君には、スプリング・ボードとしてこのコーナーを利用し、自分も論争に事後的に参加されることを勧めたい。

ただ、私の書評(2009号)と笹倉会員の応答(2010号)と私の再応答(千葉大のレポジトリー及び「嶋津格のページ」に掲載)、の場合を除いて、論争が評者の再応答へと続く例はないようである。再応答に年報の紙数を使うことは無理だろうが、何らかのネット媒体への掲載とそれへのリンクだけ学会ホームページに載せることで論争を継続することを、もっと広げてよいのではないかと考える。

「日本法哲学会の発展と将来」という名の私史

住吉雅美

えっ？私が「日本法哲学会の発展と将来」について語るなんて無理無理。史上最も不良な理事ですよ？こんな妖怪みたいな者がなぜか理事会にもぐり込んでいて実に申し訳ない。ただ、「怠け者を許す働きアリの法則」というのがあ
るらしく（異論もあるが）、どんな組織にも2割の怠け者がいて、その方がよく機能するという。それを前提とすると私はまさにその怠け者で、理事会には出ていたが、法哲学会運営にまつわる議事の歴史についてはほとんど覚えていない。私は先に進むために過去を忘れる。とって将来への展望もない。今を生きるのみである。ということで今、いつもの飲み屋で飲みながら、なけなしの記憶を絞り出している。どうせ他の方々は真面目なことを書いておられるだろうから、たまにはこんな「箸休め」的な寄稿もいいたろう（掲載されたなら、の話だけ）。

記憶その1。ルーマン、バーボン、バー・ピアジェ（3回唱えてみ。語呂がいいよ）。1987年のIVR神戸大会である。まだ大学院生だった私が初めて参加した世界的学術大会だった。レセプションには著名な学者たちが大勢出席していたが、その中にニクラス・ルーマン氏がいた。私はホットパンツにタンクトップという格好で、「キャー！ルーマンちゃん、ニック、ニック！」とフワちゃんばりに駆け寄った。ルーマン氏がビビっていたのは言うまでもない。でも握手してもらって感動した。以後、講義でルーマン氏を取り上げる時には、「いかなるシステムでもこんな奴は制御できないと思っただろう」とネタにしている。

大会のため私は10日間くらい神戸に滞在したが、正直学術大会にはほとんど出なかった。代わりに、現在は法哲学会の重鎮である先生たちと毎晩三宮のバー「ピアジェ」に通って、たしかI・W・ハーパーかなんかを呑みまくった。そこからバーボン好きになったのも思い出である。

記憶その2。理事になって、2003年法哲学会学術大会の大会委員長を任され

たこと。「ジェンダー、セクシュアリティと法」というテーマで企画と報告をした。当時は何度にもわたる企画委員会と理事会での質疑応答を経て大変だったが、おかげでブラッシュアップされ、度胸もついた。それで大会前夜、ボジョレー・ヌーボーを2瓶ほど空けて、翌日ほろ酔いで開始した。自画自賛で申し訳ないが、結果的に大盛況だった。当時の竹下賢理事長に、「日本法哲学会の歴史を塗り変えた会だった」と言っていたのは心底嬉しかった（良く変えたか、悪く変えたかは不明だが）。

記憶その3。各大会での観光とご当地グルメ。学術大会はともかくも、懇親会出席と観光は熱心にした。熊本大会では熊本城に登り、馬刺しの旨さにはまった。名古屋大会では名古屋コーチン、味噌煮込みうどんなどの味を堪能した。沖縄大会では会議やワークショップの報告があったが、可能な限り那覇では国際通りを飲み歩いた。美味しい泡盛と共に味わったグルクン、ラフテー、島らっきょう、豆腐ようなどは絶品だった。ただ首里城を見られなかったのは実に残念だった。次の日も滞在できたら見られたのに。

そういや大昔は、理事会の前乗り、そして学術大会の翌日帰りができた。それで京都の理事会などでは前日に京都入りして、尊敬する矢崎光圀先生や佐藤節子先生などのおかげで、祇園の名店に入れてもらえて美味しい鴨鍋をいただけた。そこでいろいろ味わい深いお話をうかがえたものだ。それが今じゃ世知辛くなって、大学の出張費だと当日入りと学会終了後の即日帰りを強られる。これじゃ学問に色気が出ないよ！これからは学会に行く時は自費で自由に行こうと思っている。

記憶その4。良き呑み仲間で見えながら逝去された方々もいた。竹下賢先生、石前禎幸先生、那須耕介先生など。人間的にも学問的にも素晴らしい方々が早く他界されるのは実に悲しい。

ということで結局「日本法哲学会の発展と将来」については全く語れず、これまで法哲学会をめぐっていろいろ楽しい（時には悲しい）経験をしてきたことしか浮かんでこなかった。あ、でもね、IVR事務局で会計をやったことなどがあり、エクセルの使い方を覚えたんよ（もう忘れたけど）。あと企画委員長

とか、若手研究者の奨励賞の審査員とかも務めた。一応怠け者でもほんのちよっぴりは貢献したことは言っておこう。

法哲学会の理事会も女性が増えた。そしていまや多様性の時代だ。さまざまなアイデンティティの人々が入って、法哲学をより寛容で彩り豊かな学にしてもらいたい。私みたいなダメ人間が将来について提言はただ一言——「若人よ、何とかせい！」

危機と学会事務局——2017年～2021年を振り返る——

関 良徳

2017年11月から2021年11月まで（会計は2022年3月末まで）、森村進理事長の下で私は日本法哲学会事務局長を担当させていただいた。2017年9月にロンドン大学での在外研究から帰国したばかりであった私は、前事務局長の濱真一郎理事に学会運営について一からご教示いただいた。翌2018年1月の理事会では本学会が人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会（GEAHSS）に参加することが決まり、11月の学術大会（東京大学）では、足立英彦理事の下で準備が進められていた「学会当日の一時保育」が実現された。これは2019年度の学術大会（立命館大学）でも実施され、育児期間中の会員が大会に参加するためのサポートがなされた。また、この頃から一般会計の繰越金が毎年度一定の割合で減少することが問題となり、年会費の値上げが議論されることとなった。あわせて、本学会には神戸レクチャー開催にかかわる特別基金があり、この基金の有効活用についても検討を進めるべく、特別基金検討委員会（2014年7月設置）で議論が進められた。この委員会では、基金が設けられた当初の目的にしたがって、学術大会の開催補助に使用することが提案され、理事会でも承認された。以上の通り順調に学会運営が進むかと思われた矢先に、予想も

していなかった二つの大きな問題が現れた。日本学術会議問題と新型コロナウイルス感染症の蔓延である。

1) 日本学術会議問題

2020年10月、当時の菅義偉内閣総理大臣が日本学術会議の新会員候補者6名の任命を拒否した。これを受けて、日本学術会議の協力学術研究団体である本学会は緊急理事会を開催し、他の諸学会と歩調を合わせるかたちで「日本学術会議会員任命拒否問題に対する声明」を取りまとめ、学会ウェブサイトに掲載するとともに会員にも書面にて周知した。オンラインでの臨時理事会では様々な観点から賛否両論が繰り広げられ、議論の収束は困難かと思われたが、最終的には役員全員の同意を得て「声明」が決議された。コロナ禍での切迫した状況にあつて、異例ともいえる理事会「声明」を事務局が取りまとめられたのは、亀本洋前理事長を始めとする役員の方々のご協力によるものであった。

2) 新型コロナウイルス感染症の蔓延

2020年4月の緊急事態宣言以降、長期間にわたって本学会の運営に影響を及ぼしたのが新型コロナウイルスであった。本来であれば、2020年度は北九州市立大学にて大会が開催されるはずであり、会場校の重松博之理事には早い時期から準備を進めていただいていた。しかし緊急事態宣言解除後も第二波が予測され、事務局では2020年度の大会を従来の形式で開催することは不可能と判断した。当初は大会の全面延期を検討していたが、他方で分科会報告者がすでに決定しており、また年報をこれまで通り刊行することの重要性を考慮して、学会ウェブサイトに報告原稿を掲載する形式での開催が理事会にて決定された。但し、2020年度の大会テーマ「法と感情」は2021年度に開催することとし、2020年度は特別企画「危機と法哲学」をテーマとするウェブ掲載形式の大会を開催し、年報を刊行することとなった。そのため「法哲学年報2020プロジェクト・チーム」を立ち上げるべく、瀧川裕英理事に委員長を、山田八千子理事、濱真一郎理事にそれぞれ委員をお引き受けいただいた。勤務校でのコロナ対応

で多忙な中、委員及び報告者には無理なお願いにご対応いただき、ウェブ上での活発な質疑応答を経て、年報『危機と法哲学』は無事に刊行された。このプロジェクトに次いで、2021年1月の理事会では2021年度大会のオンライン開催が決まり、「2021年度学術大会オンライン開催ワーキンググループ（WG）」が立ち上げられた。このWGのメンバーとして、大会委員長の橋本祐子理事、大会企画委員の菅原寧格監事、オンライン事情に詳しい大屋雄裕理事、山田八千子理事、濱真一郎理事、ワークショップ委員長の野崎亜紀子理事に加わっていただき、準備を進めた。開催に向けて乗り越えるべき課題は多数存在したが、まず大屋理事のご尽力により慶應義塾大学のZoomウェビナーを利用させていただくことが可能となり、さらに大会当日のオンライン管理を大屋理事と慶應義塾大学の大学院生にご担当いただくことで最初の関門を越えることができた（この意味で2021年度学術大会は慶應義塾大学にて開催されたということができる）。さらに山田理事と濱理事には詳細な開催マニュアルを作成いただき、可能な限りのバックアップ体制（ドライブでの情報共有やslackによる担当者間のやり取りなど）を備えて大会運営に臨むことができた。事務局は大会参加受付を従来のハガキからオンライン登録の形式にすることで、参加者のメールアドレスを収集し、開催情報の送信や緊急時の連絡に備えた。また、シンポジウムでの質疑応答にはgoogle formを使用し、集約した質疑を報告者に伝え共有した。これらの形式にあわせるかたちで、橋本理事、菅原監事、実施委員の福原明雄会員、椎名智彦会員、長谷川陽子会員にはご準備いただいた。ワークショップについてはZoomミーティングでの開催形式で野崎理事にご準備いただいた。オンライン開催では通信事故の危険性をつねに抱えることとなり、大屋理事を中心にWGメンバーは極度の緊張感の中でそれぞれの役割を果たすこととなった。結果として大会は大きなトラブルもなく成功したが、これはひとえにご準備いただいた関係者の努力の賜物であった。

以上のとおり、2020年度・2021年度は新型コロナウイルスの影響により通常の大会開催が困難な状況にあったが、理事会及び関係役員のご尽力によってその危機を乗り越えることができた。夥しい数のメール記録を参照しながら本稿

を記してきたが、年報 2021『法と感情』が手元に届いたことで、ようやく当時を冷静に振り返ることができた。

司法制度改革と日本法哲学会

高橋文彦

嶋津格理事長および山田八千子理事とともに私が日本法哲学会の事務局を担当させていただいたのは、2005年11月～2007年11月、そして2007年11月～2009年11月の二期であった。当時を今から振り返ると、司法制度改革がいよいよ本格的に実施され始めた時期と重なる。「司法制度改革審議会」の意見書が提出されたのは2001年であり、2002年3月には「司法制度改革推進法」に基づく司法制度改革推進計画が閣議決定され、3年後の2004年12月までの間に24本の関連法律案が国会において可決・成立した。

周知のように、上述の意見書においては三つの柱、すなわち、（1）国民の期待に応える司法制度の構築（制度的基盤の整備）、（2）司法制度を支える法曹の在り方（人的基盤の拡充）、そして（3）国民的基盤の確立（国民の司法参加）が掲げられた。このうち（1）のもとでは、国民の司法へのアクセスを拡充するために「法テラス」（日本司法支援センター）が設立されたが、この点については特に大きな異論はなかったように思われる。これに対して、（2）のもとで創設された法科大学院制度は、準備段階から多くの問題をかかえ、多方面からの批判にさらされた。この前途多難な法科大学院が開設されたのは2004年4月、すなわち我々が学会事務局を引き継ぐ前年であった。また、（3）のもとで導入された裁判員制度は2009年5月から始まったが、英米系の陪審員制度ともヨーロッパ系の参審員制度とも異なる我が国独自の裁判員制度に対しても、やはり多くの疑問や反対意見が提起された。このような状況の中

で当時の私には、一つの時代が小さな希望と大きな不安を抱えつつ、幕を開けようとしているように感じられた。

私自身は実定法学が苦手で、法実務についても全く無知であったが、それにもかかわらずこうした時代の動向と無縁ではいられなかった。2004年度まで在職した関東学院大学法学部では学科長として学部長に協力しながら、法科大学院設立準備のために横浜弁護士会（当時）の弁護士や横浜地裁の裁判官と交渉した。我々の学会事務局においては、嶋津理事長も山田理事も法曹資格をもっておられたので、私とは比べものにならないほど深く司法制度改革の現場（とりわけ法科大学院の開設および運営）に関わっておられたはずである。

当時の学術大会の統一テーマを見てみると、しばしば時代の趨勢が刻印されている。2005年度の統一テーマは「現代日本社会における法の支配-理念・現実・展望-」であったが、大会委員長の深田三徳教授は年報の「発題」の中で、「ここ数年、わが国で法の支配の理念に学問的関心が向けられている背景の一つは、2001年6月の「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」である。」と明確に述べておられる。また、2006年度の統一テーマ「法哲学と法学教育：ロースクール時代の中で」は、タイトル自体が時代的文脈を明示しており、大会委員長の大塚滋教授は「発題」において次のように問題を提起している。「2004年度のロースクール発足に伴い、わが国には法学教育を担う教育機関が二種類存在することになった。つまり、現行の法学部・法学研究科（以下、法学部と略称する）等とロースクール（専門職大学院）である。本企画は、この異常とも言える事態を、日本の法学教育、そして、その中における法哲学教育を根本的に改革する好機と捉え、実定法学者、法実務家の意見を聞きながら、それぞれのあるべき姿を見定め、提案しようとするものである。」このように2005年度および2006年度の企画は、いずれも司法制度改革を奇貨として、広義の法哲学的な議論をこれまで以上に深化させようとする試みであったと言えよう。

「学会報（Newsletter）」第19号（2009年5月15日発行）において、嶋津理事長は「基礎法学教育・裁判員など」と題して所感を述べておられる。すなわ

ち、法科大学院教育に関しては、「法哲学は、研究にのみ意義があるわけではなく、教育としても重要です。ロースクールの環境の中で、何を目標にしてどのように授業を行うのか、について、会員間での経験交流や議論がもっと活発になってほしいものです。」と提言され、また裁判員制度に関しては、「上記のロースクール問題以外、司法改革に関連してあまり理念的な議論をしてきませんでした。裁判員制度に関しても、もう少し賛成論・反対論が法哲学会の中で論争の種になってもよかったですと思います。」と付言しておられる。

最後に私見を述べさせていただきたい。実定法学の苦手な私が言うのも変だが、法哲学はあくまでも「法」哲学であり、日本法哲学会において論じられる「法」は、司法制度改革のような我が国の歴史的・文化的文脈において変化する実定法や制度と無縁ではありえない。そのような「法」について哲学的な考察を行うためには、今後も我が国の実務法曹や実定法学者との交流や議論が不可欠である（あるいは少なくとも有益である）ように思われる。たとえ法科大学院が最終的に壮大な失敗だったと評価されるにせよ、この事実は変わらないと思うが、いかがであろうか。

昔話——法哲学非専門化のために——

土屋恵一郎

私と法哲学会との関係は、大学院博士課程に入ってからだから、今から50年以上も前のことであった。東京法哲学研究会といっただろうか、東京の法哲学研究者の集まりがあって、東京大学の井上達夫さんや、嶋津格さん、森際康友さんがいて、年長には佐藤節子さん、ホセ・ヨンパルトさん、早稲田や慶応の人もいたが、あまり交流もなく、名前も忘れてしまった。東京法哲学研究会で報告したが、それが何についてであったかを忘れている。多分、28歳の時に、

雑誌「思想」や「現代思想」にケルゼンにかかわる論文を載せていたので、ハンス・ケルゼンについて報告したのだろう。当然に、当時、ケルゼンの研究の中心は、長尾龍一さんであったので、私の法哲学との関わりは、長尾さんとの交流が中心であった。まだ大学院生の頃に長尾さんが主催する東京大学の研究合宿に誘われた。議論の中心は井上達夫、嶋津格で、すごい速度の自動車レースを見ているような議論であった。頭がいいとはこういうことなのか、と感心した。議論の内容はまったく覚えていないが、後に、嶋津さんが「達ちゃんの言うことにはなんでも反対してみる」と言っていたので、ゲームのようなものだったのかもしれない。私には、ほとんど理解できない、関心も持てない議論だった。私も長尾さんもあまり発言しなかったが、唯一、長尾さんが発言していまだに忘れないのはこんな言葉だった。「君たちの議論を聞いていると、人間は相手のことを理解できるはずだという前提に立っている。私は、人間は最後まで理解しあえないということを前提にしている。」合宿の議論とは関係なく、この長尾さんの言葉は私にとって示唆に満ちたものだった。おかしかったのは、この合宿の食事の時だったか、長尾さんが、多分私が発言しなかったのを気にして「ここでの議論には関わらなくていいから。彼らは僕たちとは住む世界が違うんです」と言ったことだ。

学会の折などには、東京法哲学研究会と関西の法理学研究会とのコンパがあった。関西のボスは、矢崎光圀さんあたりだったかもしれない。しかし、東京法哲学研究会といっても、関西側の関心は、東京大学の若手研究者にしかなくて、私は矢崎さんと口をきくこともなかった。結局は、法哲学学会といっても、東大と京大があればいいという雰囲気であった。特に、京大にはそれが強かったように覚えている。今はそんなことはないだろうが、当時は露骨にそうであった。私がこの20年ほど、大学行政に関わって、法哲学学会と距離を置いたことの遠因は、そのへんに感情的にはあったかもしれない。

法哲学学会について考えれば、この50年の間に、法哲学がプロフェッショナルな学問になりすぎたのではという危惧をもつ。明治大学大学院での法哲学の指導教授は中村雄二郎であった。中村は、いうまでもなく、フランス哲学が主た

る場で、専門的な法哲学の素養もなかった。ハートなんかも読んではいたかもしれないが、関心はなかつただろう。大学院の演習は、ヘーゲルの「法の哲学」を読むことであつた。ドイツ語は、専門ではないから、10年かかっても終わらない。一回の演習で、2ページくらいのペースだつた。多分、パリに、教員でありながら学生として留学している時に、コジューヴのヘーゲル・ゼミナールに出ていたことが、帰ってからヘーゲルのゼミを始めた理由かもしれない。ケルゼンをやるにしても、ベンサムに研究対象を変えるにしても、一切、中村から指導はなかつた。やりたいことをやればいい、という感じだつた。中村雄二郎との関係は、むしろ、演劇の場面で強かつた。私のもっとも注目されたデヴィュー論文は、じつは、雑誌「新劇」誌上に28歳の時に書いた、能と演劇に関わるものであつた。中村は、その雑誌を読んで、私の机に放り出すと、「負けたよ」と言つた。

ケルゼンについては長尾さんから、ベンサムについては英文学の由良君美さんや富山太佳夫さんからの示唆が大きかつた。つまり私にとって法哲学とは、学問の根拠を求めるものであるよりも、異なるものとの接点をさぐりながら、法の輪郭を描いていくことであつた。井上達夫が、私の論文を評して、「連想学派」と言つたのが、実に言い得て妙で嬉しかつた。ドゥルーズが、小さな洒落たヒューム論のなかで、ヒュームを評して「接続詞の〔と〕が、〔である〕の内在性を解体する」と言つたが、「である」と根拠を求めるよりも、「と」によって繋がる不安定な法の輪郭こそ、もう一度、法哲学会が探究すべきものではないかと、老研究者は思う。若き研究者の健闘を願う。

駆出し研究者にとっての法哲学会

長谷川晃

私が研究者を志して大学院に進んだのは1977年春のことであった。その後83年に北海道大学に赴任するまでは東京での院生生活で、学会員となったのは79年であり、80年の前後は学会には一院生として参加していたに止まった。それ故当時の法哲学会の動きについては良く知らないのが実状である。大会に勇躍出向いて議論を聞き懇親会に出席して大先生たちの警咳に接したことは今でも良く覚えているし、大いに刺激を受けたこと勿論である。ただ、当時の私の関心事は博士論文の仕上げに尽くされていたため、学会動向はもとより話題に上りつつあったアジア初の国際法哲学会の開催についても仄聞した以上ではなかった。

それでも北海道に赴任する頃からは、碧海純一先生を中心とした研究室の先輩や同輩諸氏と共に1987年に予定されることとなったIVR神戸大会のプランを聞き、ささやかながらお手伝いをするようになった。一番記憶に残っているのは、85年の初夏だったと思うが、碧海先生はじめ門下の全員で神戸を訪ね会場候補であったポートピア・ホテルの下見をしたことである。私が神戸を訪ねたのは2回目であったが、初回の折にはまだポート・アイランドはなかったのどほぼ初訪問と言ってよく、よく整備されたアイランドと新緑に囲まれたポートピア・ホテルを見て、洒落た街並みの神戸と共に、これなら国際学会も盛会になるだろうと感心したものであった。もっとも北海道に住んでいたこともあって、その後の準備にはほとんどお手伝いできなかったことは残念だった。

さらに残念だったのは実のところ1987年の記念すべき神戸のIVR世界大会には出席できなかったことである。86年にアメリカ留学の機会を得て、87年の夏はアメリカにいた。このとき私は1年目にカリフォルニア大学バークレー校に滞在した後2年目は家族と共にニューヨーク大学への移動を予定していて、結局日本に一時帰国することはできなかった。これは碧海先生をはじめ、先生を助けて準備に奔走していた先輩・同輩諸氏には誠に申し訳ないことであった。

しかし、その大会の直前に法哲学会から ARSP 特別号への寄稿依頼をいただいたことは今も感謝に堪えない。その際にはドゥオーキンの法解釈論に関する私にとって初めての英文論考を書き掲載してもらったが、この論文はアメリカでいろいろな研究者に自己紹介をする際に大いに役立った。いわば IVR 神戸大会の果実だけをいただいた形で恐縮至極のことではあるが、私にとっては意義深い思い出である。その後 1996 年の学会企画を担当し、97 年からは理事に選任していただき、2005 年からの 3 年間は企画委員会委員長も務め、さらに 15 年には IVR ワシントン DC 大会で基調講演をさせていただいた。これらの機会を通じて法哲学会への恩返しも少しはできたかと思っている。

研究者を志してもう 46 年が経過した。2020 年に北海道大学も退職し何がしか自適の生活を送る昨今であるが、法哲学会に参加するようになった 1980 年前後の駆出し時代の学会の活気、そして洒脱な神戸の風景は懐かしい思い出である。

「学会成立事情」再訪

濱真一郎

『法哲学四季報』第 1 号（朝倉書店、1948 年）に矢崎光圀先生が執筆された「日本法哲学会創立総会記事」（以下、「創立総会記事」と略記する）によると、日本法哲学会の創立総会は、1948（昭和 23）年 5 月 30 日に東京大学にて開催された。この「創立総会記事」は『日本法哲学会創立 50 周年記念誌』（1998 年）に再録されている（以下、この記念誌を『50 周年記念誌』と略記する。再録された「創立総会記事」では、旧漢字が新漢字に改められている。それから、本稿では引用に際して漢数字を算用数字に改めた箇所がある）。

竹下賢先生は『50 周年記念誌』に「聞き書き・学会成立事情」（以下、「学

会成立事情」と略記する)を執筆された。これは、加藤新平先生と井上茂先生にお話をお伺いして、竹下先生が取りまとめたものである。この「学会成立事情」によると、尾高朝雄先生と和田小次郎先生が、日本法哲学会設立の発起人の結成に取りかかり、会長については田中耕太郎先生が候補にあがった。井上先生は尾高先生のご依頼で、「田中先生の居られた最高裁判所に出向かれ、先生の内諾を得られた」とのことである(『50周年記念誌』57頁)。ところが、田中先生が最高裁判所長官となるのは1950(昭和25)年3月である(日本法哲学会編『法哲学の課題と方法(法哲学年報1973)』有斐閣、1974年所収の「田中耕太郎博士略歴」139頁)。とすると、井上先生が、田中先生に何らかのことについてご相談するために最高裁判所に出向かれたとすれば、それは学会創立(1948年5月)以前ではなく、1950年3月以降のことになると推察される。

次に、竹下先生の「学会成立事情」によると、1948年(昭和23)年5月30日の「創立総会では、公式の手続きにより、〔……〕発起人の先生方が理事に選出され、さらに、〔理事会において〕互選により田中耕太郎先生が初代の会長に推挙された」とのことである(『50周年記念誌』57-58頁。〔 〕内は濱、以下同)。ところが、矢崎先生の「創立総会記事」によれば、5月30日の「総会の決議により、理事総数を15名とし、まず発起人9名が理事に選ばれ、会長の決定、ならびに而余の理事6名及び監事2名の選定は、この9名の理事の協議に一任された」のであるが、「当日の理事会では結論を見るに至らず、慎重を期して最終的決定を延期、この旨を総会において報告」し、「当日留保された会長・理事・監事は、その後の理事会の審議により、次の通りに決定を見た」とされ、会長として田中先生の名前があがっている(『50周年記念誌』56頁)。

「その後の理事会」がいつ開かれたのかは書かれていないが、5月30日の学術大会が終了してから同日に再度理事会が開かれたか、あるいは翌31日に理事会が開かれたということになりそうである。なお、もしもそれ以降(6月1日以降)に「その後の理事会」が開かれたとすると、田中先生が1948年「5月」に「日本法哲学会会長となる」という記録(前掲・「田中耕太郎博士略歴」139頁)が揺らぐことになる。(もしかすると、6月1日以降に理事会が開催され、

田中先生が遡及的に 1948 年 5 月に「日本法哲学会会長とな」った、ということなのかもしれない。)

さて、竹下先生の「学会成立事情」によると、「田中先生が会長職から退かれたあと、会長は選出されないまま、尾高先生が会長代行の形で学会を主宰された。〔……〕1956（昭和 31）年に、尾高先生が逝去されてのち、恒藤〔恭〕先生が二代目の会長に就任された。」（『50 周年記念誌』58 頁）とのことである。ところが、加藤先生によれば、田中先生が会長であったのは「1961 年 5 月迄」であった（前掲『法哲学年報 1973』所収の加藤新平「田中耕太郎先生の御他界を悼みて」135 頁）。というわけで、①田中先生は 1948（昭和 23）年 5 月に会長に就任されて尾高先生がご存命の時期に会長職から退かれた（田中先生が会長職から退かれたあとは尾高先生が会長代行、尾高先生が 1956（昭和 31）年に逝去されてのちに恒藤先生が二代目の会長に就任）という記録と、②田中先生は 1948（昭和 23）年 5 月から 1961（昭和 36）年 5 月まで会長を務められたという記録とが、併存することになる。

なお、「会長」が「理事長」に変わったことについて、『法実証主義の再検討（法哲学年報 1962）』有斐閣、1963 年所収の「日本法哲学会記事（1962 年度）」197 頁を参照すると、「春季総会（〔1962 年〕4 月 23 日 於 関西学院大学）〔原文改行〕一、本学会規約改正の件〔原文改行〕本学会規約第六条（一）等の「会長」を「理事長」にあらためる旨の理事会原案を満場一致で可決。」との記録があり、同 198 頁の「秋期総会（〔1962 年〕10 月 16 日 於 東京都立大学）」の箇所には「10 月 14 日（日）、本郷学士会館において開かれた理事会において、恒藤恭理事が理事長に互選された。」との記録がある。恒藤先生が理事であった期間については、『法の解釈と適用（法哲学年報 1967）』有斐閣、1968 年所収の峯村光郎「弔詞」には「〔恒藤先生は昭和〕37 年から 40 年にかけて理事長の職を引き受けられて……」（142 頁）との記載が、法哲学年報同号所収の恒藤先生の「略歴」には「昭和 37 年 10 月」に「日本法哲学会理事長となり昭和 40 年 4 月辞した」（144 頁）との記載がある。西暦で言うと、恒藤先生は 1962 年 10 月から 1965 年 4 月まで理事長であったということになる。

念のため『多数決原理（法哲学年報 1961）』有斐閣、1962年所収の「日本法哲学学会総会記事 1961年度」（214頁）を確認すると、旧役員と新役員の名前が載っており、1961年度選出の新役員には理事長の名前がない。以上からすると、『50周年記念誌』所収の「日本法哲学学会歴代役員一覧」の「1961年度選出役員」71頁に、「理事長 恒藤 恭」とあるのは正確ではないということになる。正確には、「1961年度選出役員」には当初は理事長がおらず（その時点では「理事長」職がないので当然である）、規約改正（1962年4月）後の1962年10月に、「1961年度選出役員」の中から恒藤先生が「理事長に互選された」ということになるだろう。

さて、「学会成立事情」によると、法哲学四季報は6冊で廃刊されたとのことであるが、日本法哲学学会編の『法思想の潮流』および『私法の理論』（いずれも朝倉書店、1951年）の、それぞれの「はしがき」（前者については尾高先生が、後者については峯村先生が執筆）を見ると、この2冊の単行本は、法哲学四季報第7・8号および第9号としての意味をもつとのことである。

以上、竹下先生が後代につないで下さった「学会成立事情」について、若干の検証（再訪）を試みた。これは、2018年1月に急逝された竹下先生への、敬愛と追悼の意を込めた試みとして受け取っていただければ幸いである。

さて、私は亀本洋先生が理事長であった時期（2013年11月から2017年11月）に、事務局を担当する機会をいただいた。（私のほかに、大屋雄裕先生が事務局内でネットワーク担当、近藤圭介先生は理事会の議事録作成のため事務局外のサポート・メンバーであった。）亀本理事長からは、事務局の最も重要な仕事は、学術大会の開催および年報の刊行であると、教えていただいた。学術大会の開催については、京都大学、沖縄国際大学（会場は沖縄県市町村自治会館）、立教大学、大阪大学にお世話になった。沖縄で学術大会を開催した際に、それぞれの地方に優れた研究者がおられて、研究・教育に携わっておられることが、日本の法哲学学会（界）の発展にとって必要不可欠であるということを実感した。学術大会の初の地方開催（関東、関西、中部以外の地方での開催）が1961年度秋季の福岡大学であったこと、および、コロナ禍のため北九州

市立大学での開催が残念ながら実現できなかったことを、最後に記して、今後の地方での学術大会の開催を楽しみにしたい。

前世紀末の東京法哲学研究会

森村 進

私は2017年11月から2021年11月にかけて4年間学会理事長を務めたが、その中で抜群に重大な事件は、2020年からの新型コロナウイルス蔓延のために2020年度と2021年度の学術大会を対面で開かず、2020年度はウェブサイト上だけで、2021年度はオンラインで開催するようにしたことだ。しかも大会の総合テーマも、2020年度は臨時に「危機と法哲学」として、その年に予定されていた「法と感情」を翌年に持ち越した。理事会やさまざまな委員会もオンラインで行った。これらの変更の実施については、テクノロジーにうとい私は大部分の仕事を有能な事務局に任せることになってしまった。大変煩雑な仕事を担当するはめになりながら積極的に働いていただいた、関良徳、濱真一郎、大屋雄裕の各理事をはじめとする人たちにはこの機会に感謝の念を表す。おかげでその2回の学術大会とも、通常の大会に劣らない学問的成果をあげられたのではないかと思う。そういうわけで私の理事長時代は、二期目の2019年から新方針を考えようとしていたところでコロナ対策に振り回されて終わることになった。

私はこの記念誌のために与えられたスペースの残り、二十世紀の東京法哲学研究会（以下単に「研究会」とする）の回想をしるしておきたい。私が研究会に参加するようになったのは東京大学の助手に採用された1980年からで、しかも1990年夏から92年秋までは在外研究のため全く、また1994年秋からは育児のためほとんど、前世紀中参加できなかったから、研究会に関する私の記憶

は 1980 年から 90 年代前半までの不十分なものとどまる。しかし東京大学が会場だった時に私は幹事をつとめたし、何よりも今となつては当時の参加メンバーの一部は世を去り、多くは引退し、さらに記憶も薄れているだろう。私は残念ながら資料を保存していないが、まだ覚えていることを忘れないうちに書き残しておくのも無意味でないはずだ。

私の印象では、この時期に年長者として研究会の中心に位置していたのは、上智大学のホセ・ヨンパルト、法政大学の大橋智之輔、青山学院大学の佐藤節子、明治大学の松平光央、そして 1987 年に大阪大学を退職して成城大学に着任した矢崎光圀といった人たちだった。（年長の法哲学教授でも井上茂や碧海純一や中村雄二郎や上原行雄はほとんど参加しなかったように記憶する。）この人たちは幹事として研究会を運営したり、勤務先の大学の場所を提供したり、自分でも進んで報告を行うなど、中心的な役割を果たしていた。たとえば矢崎教授は H・L・A・ハート逝去の後、ハートの業績と彼の思い出について貴重な報告を行った。矢崎教授がその内容をどこにも公刊せずに終わつたらしいのは惜しいことだ。

彼らはこのようにして法哲学研究者としての範を示したわけだが、特に重要なのは新進研究者に対する姿勢だった。当時の研究会では、碧海純一門下の嶋津格、森際康友、井上達夫、井上茂門下の布川玲子、中村雄二郎門下の土屋恵一郎など、いまだ若手（しばしば大学院生）だった人たちが客気満々で活発に発言していた——そして研究会後の酒のはいった懇親会では一層そうだった。それに対してこれらの年長者たちは、自分の学識や経験を鼻にかけて青二才の発言をばかにしたり自分の見解を得々と語ったりする傲慢な態度がみじんもなく、逆に若者の積極的な参加を歓迎していた。末席を占めていた私は時々報告や文献紹介をすることがあっても（それらの報告から私の初期の著作が生まれた）、他の人の報告の際にはあまり発言しなかったが、それでも大物教授の偉ぶらない温厚な態度から年齢や地位にとらわれない非権威主義的な研究姿勢を知り、（願わくは）体得することができた。また当時は意識しなかったが、学問上の関心や意見の相違はあっても学閥という政治的要素が存在しなかったこ

とも測り知れない長所だ。若手研究者を委縮させないこれらの要素はその後の日本の法哲学の展開によい影響を及ぼしたと私は確信している。

今でも覚えている出来事は、法政大学が会場だった時、幹事だった大橋教授が参加者たちにお茶をいれてくれたことだ。一般にそのころは今のように各人が会議や集会に自分の飲み物を持参するという習慣がなくて、会場に備えつけの急須から緑茶を茶碗に入れて飲むのが常だった。私はベテラン教授のこの行動にすっかり恐縮したが、大橋教授はここの参加者はみな研究者として平等だという信念から進んでそうしたのだった。私はこの時ほど学者間で自発的な平等感覚から出た行動を見た記憶がない。

法哲学年報の電子アーカイブ化のこと

山田八千子

2005年から2007年、そして2007年から2009年の合計4年間、嶋津格理事長、高橋文彦事務局長の千葉大学事務局の一員として参加させていただきました。理事長選出の当日、嶋津理事長から、事務局の一員として会計その他を手伝ってもらえないかと依頼されましたときは、会計の経験もない上、2003年にはじめて理事になったばかり、果たして自分に務まるのかとちょっと不安でした。でも、中央大学大学院の修士課程時代、当時法哲学の講義に来られていた成城大学矢崎光圀先生に連れて行っていただいた野沢スキー合宿で嶋津先生に初めてお目にかかって以来、大変お世話になっていたこともあり、また高橋文彦先生が事務局長をされるということもあり、思い切って引き受けさせていただきました。結果的にはとても楽しく、しかも勉強になる4年間を過ごすことができました。

事務局発足後、嶋津理事長は開口一番に、事務局として何か新しいことをや

ろうと言われ、3人でいろいろ考えたことを覚えています。一つは、「論争する法哲学」という書評とその応答という形で法哲学者が論争する空間を実現しようという試みがあり、[学会のウェブサイト](#)にも掲載されています。今では法哲学年報でも書評への応答という形はすっかり定着しています。もう一つ印象に残っているのは法哲学年報の電子アーカイブ化です。こちらの方は千葉大事務局が主体的に動いたというより、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が学術系雑誌を政府予算により電子アーカイブ化するプロジェクトに法哲学年報が選定されたことによるものです。この事業は2005年度にまず理系雑誌を対象として開始され、2006年度から文系雑誌も対象になり、2007年度は全548誌の候補の中から58誌が選ばれ、法哲学年報もその中に入りました。

電子アーカイブ化を実現するにあたり、いろいろな事務作業がありました。綺麗にPDF化するためにはできれば紙媒体の本が2冊必要ということでしたが、歴代の法哲学会事務局が予備で3冊ずつ保存している年報だけでは足りない年度があったため、嶋津理事長の私物を提供してもらったこともあったと記憶しています。著作権処理のため、法哲学年報の出版社の有斐閣および法哲学四季報の出版社の朝倉書店の了解に加え、過去の年報論文の執筆者に許諾を得る必要がありました。宛名シールのデータを確認すると、122名の執筆者あるいはご遺族の方に著作権処理の通知の葉書を送っています。事務局の原案が2007年11月9日の理事会で承認され、通知発送作業に入りました。執筆者の方の中には退会された方やご逝去された方、また非会員もおられ、手続にあたり、効率性を実現しつつも適正さに配慮した形、一定期日までに公開不許可の申出のないものは許諾されたとみなして原則としてアーカイブ化に含めるが、通知を受け取れないなどアーカイブ化事業を知らず、インターネット上に公開した後に論文等の公開を望まない旨の申し出があった場合は、電子アーカイブから外す処置をとるという手続きを採用しました。

このような慎重な手続きに加え、単に許諾をお願いしたいという様式ではなく、許諾を求める正当化根拠を丁寧にかつ1枚の葉書に収まるよう端的に説明した文章を嶋津理事長、高橋事務局長と苦労して作成しました。「著作権など

の保護は重要ですが、それは基本的に、①創作に伴う経済的利益の確保、②人格権・プライバシー権などの保護、という目的のためであり、「今回の公開事業は無償の公益目的」であり、「元々法哲学年報に掲載された論文が広く知られることで著者がこれによって得られたはずの経済的利益が損なわれる」ことは殆どないとした上、「②についても、対象はすでに公刊された年報に掲載されている論文等」で、「PDF で画像としてインターネットにアップされるので、文字としてコピーペーストすることは必ずしも容易ではなく、また従来の、流通範囲が狭く絶版になっている紙媒体の雑誌のみに掲載されている場合よりも、論文の剽窃などに対する公共的コントロールが強化される」という利点にまで触れています。

さて、DX 化が進む現在では、OCR ソフトでデータ化は容易になり、むしろ、新たに続刊の法哲学年報が電子アーカイブ化される場合にはタグ付けや相互参照機能が求められるかもしれず、上の理由は 2023 年の現在では全てがあてはまるわけではないでしょう。それでも、法哲学者は議論好きですべてについて十全の理由を考えることを体感した貴重な経験でした。費用の点で難しいことはあると思いますが、法哲学年報の電子アーカイブ化が継続し、法哲学研究の進展や議論の場が拓がることを願っています。

第2部 IVR 日本支部と神戸レクチャーのあゆみ

IVR 神戸大会の頃を振り返る

青井秀夫

顧みると、今から 25 年も前の 1998 年の秋に、日本法哲学会創立 50 周年記念に寄せて、1960 年代後半の思い出話を書かせていただいたことがある。それから四半世紀の時を経て、創立 75 周年記念に再び寄稿する機会を与えていただくことは、誠に光栄である。今回は、私が法哲学・社会哲学国際学会連合（以下 IVR と略記）日本支部長を務めていた時期を含む 1980 年代後半から 90 年代に焦点を当て、1987 年神戸大会の頃を中心とした回想をさせていただきたい。

1. 神戸大会開催の意義

(1) 第 13 回 IVR 世界会議は、1987 年の 8 月下旬に神戸で開催された。神戸大会は、東洋で初めて開催された法哲学・社会哲学分野の国際会議である。内外からの参加者は数百名を超え、分野も法哲学・社会哲学のみならず、法学・法律学の各分野、哲学、倫理学、人間学、生命科学等々、広い専門にわたる研究者・実務家が参集して、大盛況であった。多くの組織委員（とりわけ碧海、佐藤、矢崎、野口等の各教授）を中心とした何年にもわたる準備活動が実り、多額の開催援助費にも支えられて、非常に評価の高い国際会議となった。

(2) 外国人の目からみると、この会議をきっかけとして、日本の法哲学会のレベルの高さが知られるようになり、そこから異文化間の相互理解の重要性が大きくクローズアップされることになった。日本人の側からみると、若手研究者たちが積極的に参加して、世界は狭い、外国は身近だということを実感することになり、わが国法哲学界の長年の弊風であった国際的閉塞性を打破する突破口となった。

かように、神戸大会は、IVR 日本支部にとってのみならず、IVR 全体にとっても、1 つの転換点となり、グローバル化、多様化、民主化といった流れを決定づけた点で大きな意義を有している。なかでも、グローバル化の波に乗り、それを促進した意義はいくら強調しても強調しすぎることはない。

2. グローバル化の波

(1) グローバル化は、一般的には国境や民族の壁を越えた世界的規模の連携強化を意味しているが、1987年神戸大会の成功を底流で支えていたグローバル化の様相をもう少し詳しく眺めてみたい。

神戸大会の1年前、1986年10月には、レイキャビクにおいて、ゴルバチョフとレーガンの画期的な会談が行われている。東西の雪解けという国際政治の大きなうねりは、神戸大会の3年後には、東西ドイツの統一（1990年）を結晶させている。1991年のゲッチンゲン大会（8月18～24日）は、皮肉にもソ連クーデターの勃発（8月19日）という大事変とぶつかっており、その推移は、ついにはソ連邦崩壊という世界史的大事件にまで発展している。1987年の神戸大会から始まり、1989年のエディンバラ大会、1991年のゲッチンゲン大会、1993年のレイキャビク大会へと切れ目なく高まっていくIVR世界大会の展開は、世界史的なグローバル化の動向と完全に軌を一にしており、こうした流れをしっかりと踏み固めると共に、ある意味ではオピニオン・リーダーとしてそうした流れを更に先へと押し進めることに貢献したと言えよう。要するに当時のグローバル化の中核には、東西の緊張緩和にとってもはや残された課題はほとんどなく、今後は南北問題や環境問題といった諸課題に重点をシフトすべきであるという時代の共通理解があり、それが当時のIVR世界大会シリーズの底流をなしていた。

(2) ところが、コロナ渦によるグローバル化の一時中断を経て、昨年2月末にウクライナ侵攻が勃発するに及んで、こうした潮流には大きな揺り戻しの兆候が生じている。今や、民主主義・法治国家の西側陣営と権威主義・閉鎖主義の諸国家が激突する局面では、グローバル化という従来常識は通用しなくなりつつある。グローバル化が曲がり角にさしかかり、共通の価値観や方向設定の一致という前提が通用しなくなると、ことからは単なる学術組織の運営の問題にとどまらず、組織の存立基盤である法哲学自身にも跳ね返り、法哲学の従来の常識を問い直すという新しい課題がつけつけられている。

(3) IVR にとっての新しい試練 IVR が大きな所帯になり、その中核的構成要素ともいふべきナショナル部会には、ウクライナだけでなく、ロシアも名を連ねている。そういう状況では、批判的討議、対話フォーラム、対話的合理性といった流行のキーワードが、立脚点・価値観を異にするロシアやその同調者との間でも通用するのだろうか。個人の尊厳や自由、平和、さらには公正、信義といった、これまで自明視されてきた価値観でさえ、議論の共通前提ではなくなり、自己利益実現追求のためのには不寛容やと武力行使といった選択肢も排除されないが優先されるとすれば、法哲学の従来 of 存立基盤を問い直す出発点に立ち返らざるをえない必要が出てくる。

こうして、1987 年神戸大会の頃にはだれ誰も真面目には疑わなかったグローバル化が、突然、— 全面的ではないにせよ部分的には — 曲がり角にさしかかっている。日本の法哲学会の内部にとどまる限り、立場の隔たりはそれほどでもないかも知れないが、IVR の枠組みのなかでは、異質な国家体制からの研究者や実務家にも門戸を開くという建前が定着しており、これまでのあり方の是非が、突然、厳しく問われることになった。

3. IVR の歴史の回顧

(1) こういう曲がり角でこそ、IVR の歴史を回顧する必要がある。IVR はもともと 1909 年にベルリンで始まり、約半世紀の長い期間ドイツ国内を離れたことがなく、それもたった 4 回 (1910 年、1911 年、1914 年、1926 年) しか、会議が開催されたことはなかった。IVR は、第 2 次世界大戦後に生まれ変わり、その初回は 1957 年にザールブリュッケンで開催されている。新生 IVR は、一方では 1975 年のセントルイス大会を契機として、ヨーロッパ大陸から出てアメリカ大陸に渡るとともに、他方面では中欧だけでなく、南欧、北欧、東欧の諸国を跨いで開催され、範域は急速な拡大をみた。しかしそこまで広がっていくと、ヨーロッパ法文化という、出発点にあった共通の基礎によりすべての議論を支えきれるかが試練に立たされるとともに、平準化、大衆化、統合困難性、見渡し困難性意思疎通不可能性といった、急速な膨張に伴う深刻新たな

難点が新たに強く浮かび上がってくる。

(2) 曲がり角に立って思い起こすのは、1983年の第11回ヘルシンキ大会での出来事である。最近昔の写真を整理していた際に、私小生が写したヘルシンキ大会時のある写真に目がとまった。日付けは1983年8月18日。当時まだかくしゃくとしていた法制史の大家 F. ヴィーアッカーを囲んで、レストランの中庭で、R. ドライヤー、R. アレクシーたちゲッチングン・メンバーがビールジョッキを傾け、和やかに飲んで歓談する風景が写っている。そのあとのプレナリー・セッションでのヴィーアッカーの講演は、話が長すぎて司会者が何度も警告したが、かまわずしゃべり続けたため、最後の強行手段として、マイクが切られてしまった。余談であるが、ゲッチングン仲間ではヴィーアッカーの長話は有名で、H.-L. シュライバーから聞いた話では、長距離列車のなかでヴィーアッカーにつかまろうものなら、おしゃべりの相手をさせられ大変なことになる—最後の手段はしばしばトイレに避難するしかない、と言われるほどである。

(3) しかし、ヘルシンキでのかれの基調講演は、テーマが『法文化の基礎』であった。異質な法文化が摩擦を起こし相互に衝突し合う現代においては、法文化の相互理解や多文化共生を支える基礎を一体どこに求めればよいのか。あの時彼が語り続けようろうとしたことのなかには、ウクライナ危機を超えていく知恵というか、ローマ法の深い学識に裏打ちされたヴィーアッカーならばこそその叡知のようなものが啓示されていたのではないかと思うにつけ、司会者による彼の講演話の強権的中断が惜しまれてならない。

IVR 日本支部の業務、とくに国際会議について

足立英彦

私は 2008 年 11 月に IVR 日本支部の運営委員に就任しました。当時の支部長は桜井徹会員で、その後、那須耕介支部長時代を経て、2016 年 11 月より瀧川裕英支部長の下で事務局長を務め、また 2018 年 11 月より宇佐美誠支部長の下でも引き続き事務局長を務めました。そして 2022 年 11 月に支部長に就任し、現在に至っています。

最初の、まだ役職がなかった頃は、1月、7月、11月に開催される定例の運営委員会に参加することと、神戸レクチャーのお手伝いをするくらいが業務でしたので、大変だったという記憶はありません。その後、那須支部長時代より検討が進められた神戸レクチャーの国際会議化を実際に進めることとなり、その第 1 回を 2018 年 7 月 6～8 日に開催することとなりました。この会議では二十一世紀文化学術財団（木川田財団）から助成を受けることができ、金銭的な心配をせずに開催することができたのは幸運でした（この助成金は残額がありますので、IVR 日本支部の基金会計に入れ、あと数回ぐらいは神戸レクチャー講師の旅費として利用させて頂く予定です）。さらに、同志社大学が会場を提供して下さったことも初回の会議の成功に大きく貢献しました。レセプションやディナーを同じ校舎内で提供できるなどの素晴らしい環境と、会場校の戒能通弘会員（現事務局長）の緻密な準備に助けられ、初回の会議は成功裏に終わりました。

第 2 回の IVR Japan 国際会議は、当初 2020 年の 9 月に開催する予定で、同年 1 月より投稿の募集（Call for Papers）を開始しました。しかし、パンデミックの発生により、開催を 2 年延期することとし、代わりにオンライン上での Workshop を 2020 年 11 月 21 日（中止になった日本法哲学会学術大会の一日目）に開催することとしました。オンライン会議システムをうまく使いこなせるのか不安はあったものの、運営委員の皆様がすでに授業等で利用されていて慣れていたため大きな問題は生ぜず、また、この Workshop で初めて導入した会議

マネジメントシステムの EasyChair にも助けられ、64 名の参加者（そのうち報告者 34 名）を得て、無事に実施することができました。

その後、第 2 回の国際会議の周知を 2021 年 7 月より始めましたが、パンデミックの終息を見通せず、そもそも自由に日本へ入国できない状況であったので、さらに一年延期して 2023 年中に開催することとしました。幸い、2022 年中に入国制限が徐々に緩和されたことをうけ、2023 年 9 月 16～18 日に開催することを決定し、本稿執筆時点（2023 年 8 月）ではその準備が佳境に入っているところです。

2 回目の国際会議が終わっていない現時点では時期尚早かもしれませんが、現時点での検討課題を 2 点、書き記しておきたいと思います。第一に、オンラインでの会議のメリット・デメリットです。オンライン会議は主催者側としては会場を使わず、食事も提供しませんので、金銭的な支出はほとんどありません（ですので、Workshop の参加費は無料としました）。運営委員含め全員が自宅等からアクセスするため、各自の移動のための時間的、金銭的支出も節約できます。飛行機利用による環境への負荷もありません。病気や障害等で従来は参加できなかった方も参加できます。音声は会場開催より鮮明で、画面共有でスライドもよく見えます。このようにオンライン開催のメリットは多々あるのですが、他方、オンサイトならではの、偶然の出会いや会話から得られる情報や、新たな人間関係の構築という側面が弱いというデメリットもあります。これらの点も踏まえて、はたして今後も 2 年に一回、国際会議を実会場で開催すべきなのか、ハイブリッド開催の可能性も含めて柔軟な検討が必要なように思います。

第二に、国際会議の規模の問題です。個別報告とパネルを合わせて、第一回目は約 90 名（複数投稿可としたので、報告数は約 100）、第 2 回は約 100 名の投稿がありました。第 3 回目以降がどうなるのかは予断を許しませんが、第 2 回で大きな失敗をしなければ、第 3 回目も同程度か、それ以上の応募者が見込めると思われます。応募者が増える場合、査読を厳しくする等の方法で参加者数を絞るか、それとも会場を確保して参加者数が増えることを許容するかの選

択に迫られます。その際には、現在の支部運営委員体制で担える業務量も考慮しなければなりません。将来の支部長・運営委員会は、毎回、微妙な判断を迫られるということになります。

以上の点を含め、判断が難しい点は多々ありますが、法哲学という学問の発展という普遍的な目的と、日本からの法哲学の発信を強化するという地域的な目的を共有できるならば、その目的に照らして合理的な対応は何かという観点から検討をすれば、大きく誤るということはないと思われます。言うは易し、行うは難しですが、とりあえず直近の、場合によっては2年後の国際会議の成功に向けて、微力ながら力を尽くしたいと思います。皆様の引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

神戸レクチャーから IVR 日本支部国際会議へ

宇佐美誠

伝統を継受するのはときに易しいことでないが、伝統を発展させるのはいっそう難しい。よき伝統のさらなる発展こそが、法哲学・社会哲学国際学会連合日本支部（IVR Japan）が近年取り組んできた課題である。この取組みとそれまでの経緯について、個人的な思い出を交えつつ記してみたい。

1987年に神戸で開催されたIVR世界大会のために、故碧海純一教授・長尾龍一教授らが資金獲得活動を精力的に行われた結果、大会後に相当な額の資金が残った。それを基金として始まったのが、神戸レクチャーである。第1回（1990年）の講師はロナルド・ドゥウォーキンだった。彼の著作から大きな影響を受けながら修士論文を書いていた私は、胸を躍らせて講演を聴きに行った。講演の後、いくつか質問し、修士論文の構想も短く説明したが、何しろ緊張していたので、どんな会話をしたかはよく覚えていない。第3回（1994年）の講

師はジョゼフ・ラズであり、その前年に専任講師となったばかりの青二才の私は、彼の穏やかな物腰と応答での伶俐な論理との鮮やかな対照にただ感嘆するばかりだった。

神戸レクチャーや関連セミナーに深く関わるようになったのは、ハーヴァード大学での在外研究から戻った後の2000年代である。第7回（2002年）の講師エミリオス・クリストドゥリディスが来日した折、南山大学でのセミナーを高橋広次教授と企画し、コメンテータの一人を務めた。第9回（2008年）にキャス・サンスティーンが青山学院大学で講演を行った際は、長谷部恭男教授とともにコメンテータとして招かれた。日本支部運営委員会に加わった後、第10回（2011年）のデイヴィッド・ミラーの来日時には、当時勤めていた東京工業大学でのセミナーを企画した。東日本大震災の余波で同大での開催が難しくなったが、高橋文彦教授の厚意により明治学院大学での催行に漕ぎつけた。ミラーの講演とコメントは、桜井徹支部長と私の共編による『法哲学・社会哲学会誌』（ARSP）特別号に収録されている。京都大学に移った後、第11回（2014年）には、ブライアン・タマナハの同志社大学での講演を戒能通弘委員とともに主催した。

神戸レクチャーやセミナーを企画し開催するなかで知的刺激をしばしば受けた反面、既存の方式にやがて違和感を抱くようになっていった。2000年代後半以来、私は、おもに欧州・北米で開かれる大小の国際会議で基調講演や研究報告を行ってきたが、IVR世界大会を除く大半の会議では、アジアからの参加者にほとんど出合わない。私の研究報告に欧米からの出席者が強い関心を示して、休憩や食事のときに話し込むことは、いく度もあった。だが、こうした出席者のなかには、私が極東から来たから、東洋思想だの日本社会の現実だのとエキゾチックな話をするのかと思いきや、英語圏で主流の分析的考察をするので、興味を惹かれたという人もいたのだろうと自嘲気味に憶測している。こうした経験を重ねるうち、日本の法哲学者には国際発信の機会がもっと必要ではないかと考えるようになった。

もう一つ私にとって気掛りだったのは、費用対効果である。神戸レクチャー

の招聘責任者は基金に加え、助成金に応募して講師の旅費や講演の開催費を工面していたが、各地のセミナー費用までは支弁できない。そこで、セミナー主催者は、科研費などの競争的研究資金や、私立大学からの学会開催補助金などを得る必要があった。無論、科研費等の研究課題と関係のない用途は許されないの、研究計画に行事開催を織り込むわけである。私も、2回ほど小さからぬ金額をつぎ込んだ。こうした資金獲得に加えて、各地の責任者・関係者は、準備にかなりの時間を割いていた。例えば、全国の法学部・法学研究科の所在地を調べ上げて、ポスターを郵送したものである。他方、講演やセミナーで発表された日本人研究者のコメントは、入念な準備にもかかわらず、公刊されないか、ARSP 特別号に論文でなくコメントとして掲載されるにとどまる。これほど多くの関係者が資金と時間を費やすならば、日本の若手研究者の国際発信を直截に後押しする方式がより効果的ではないか。こうした思いが次第に強まった。

2015年、那須耕介支部長に連絡して、2日間の国際会議を開き、その基調講演2枠の1つとして神戸レクチャーを位置づけ直すことを提案した。最大のねらいは、若手研究者を中心とした日本からの国際発信を強化することにあつた。那須氏は、提案の趣旨には賛同しつつも、海外から参加者が集まらない可能性を心配したが、国際会議方式を支部長と私の共同提案として運営委員会に諮ってくれることになった。委員からは、肯定的意見や建設的提案が出される一方で、報告応募者が集まらないのではという懸念も示された。私は、国際発信の意義を強調するとともに、国際会議プログラムの時間割案を示して、少なくとも18件の分科会報告が行われれば、基調講演を含む2日間の会議は成立すると説明した。2016年には、ワーキング・グループが設置されて集中的検討を行い、その提案を基にして運営委員会でさらに議論が重ねられた。長時間にわたる慎重で詳細な審議の末、国際会議方式の試行がついに決まった。

第1回国際会議は、瀧川裕英支部長の下、足立英彦事務局長や戒能委員らの尽力によって2018年に同志社大学で開催され、神戸レクチャーはプレナリー講演の1つとして実施された。最大の懸案だった報告応募数が90件を上回ったこ

とは、運営委員会による周知や各委員による声かけの賜物だろう。私の支部長の任期中である 2020 年に予定していた第 2 回会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期を余儀なくされたが、それに代えて開いたオンラインの国際ワークショップは、60 名以上の参加を得て盛会となった。この小文の執筆時点では、千葉大学での第 2 回会議に向けた準備が、足立支部長の下、戒能事務局長や川瀬貴之委員らの尽力で着々と進んでいるが、参加登録者は 100 名に上っている。

講演会方式から国際会議方式への変更は、日本の法哲学界と欧米のそれとの関係を、〈受容と応答〉から〈発信と討議〉に大きく転換しようとする試みである。神戸レクチャーというよき伝統の発展的転換に関与できたことを、私は誇りに思っている。だが、これは、日本の法哲学界を国際化してゆくかねてからの努力の新たな一步にすぎない。日本法哲学の真の国際化は、いまなお途半ばだが、めざすに値する目的地だと考えている。

IVR 日本支部長のころ

桜井 徹

私は、2008 年 11 月から 2012 年 11 月まで 2 期 4 年、IVR 日本支部長を務めた。この間、高橋洋城理事（駒澤大学）が事務局長として、瀧川裕英理事（大阪市立大学、当時）が会計としてサポートしてくださった。

当時、森際康友会員が上部組織の IVR の副理事長を務めていらしたので、森際副理事長とも連携をとりつつ業務を進める立場にあったが、就任早々、思いがけない出来事が生じた。2007 年から IVR の理事長を務めておられたニール・マコーミック教授（エディンバラ大学）が、2009 年 4 月 5 日に逝去されたのだ。私にとっては寝耳に水で、2009 年 5 月発行の日本法哲学会報に掲載する

マコーミック教授への追悼文を急ぎ起草することが、私の支部長としての初仕事だった。なんとか学会報の締め切りに間に合い、追悼文は嶋津格法哲学会理事長、森際 IVR 副理事長との連名で学会報に掲載された。同時に、IVR 事務局宛てにも弔辞を作成して、3 者の連名でお送りしたことを思い出す。マコーミック理事長の亡き後を継いで 2011 年まで IVR 理事長代行を務められたのは、森際 IVR 副理事長だった。日本人としてはもちろん、アジアから初めての IVR 理事長の誕生であった。

当時すでに神戸レクチャーは隔年の開催から 3 年に 1 回の開催となっていたが、2008 年 6 月にキャス・サンスティーン教授を招いて行われた第 9 回神戸レクチャーに続いて、私の任期中に第 10 回の神戸レクチャーを開催すべきことが当面の課題となっていた。私は支部長をお引き受けした時点で、この第 10 回神戸レクチャーを自らのイニシアティブで企画・運営することに何かしら使命感のようなものを感じていた。当時から今日に至るまで、私の関心を惹いてやまないテーマの一つに“人権と国家主権との相克”がある。今日もなお、国際移民や難民申請者の基本的人権の尊重と、それと対峙する主権国家の入国管理権や受入社会のナショナリズムとをいかにして調整するかは、実践的にも理論的にも重大な課題であり続けている。

私が第 10 回神戸レクチャーの講師としてオックスフォード大学のデイヴィッド・ミラー教授の招聘を提案したのは、そういう背景があった。彼の著書 *On Nationality* (富沢克ほか訳『ナショナリティについて』風行社、2007 年) におけるその平明かつ説得力のある議論には感服していたし、ミラー教授も私もともに研究生生活の最初期にデイヴィッド・ヒュームの政治哲学を研究していたという点でも、私は勝手に親近感を覚えていた。2008 年に出版された彼の *National Responsibility and Global Justice* (富沢克ほか訳『国際正義とは何か』風行社、2011 年) は、国内の研究者たちの注目をようやく集めつつあるところだった。IVR 日本支部や法哲学会理事会でミラー教授の招聘を提案したときもさして反対論はなく、私は 2009 年 8 月にミラー教授に向けて招聘状を電子メールで送った。当時の私はまだ英文でメールを書く習慣もなく、招聘状は基本的な

文法の誤りを含んでいて冷や汗ものだったが、幸いにもミラー教授は 3 日後には何の面識もなかった私に快諾の返事をくれた。

その後は、彼と日程の調整を重ねたり、IVR 日本支部の同僚や国内の研究者たちと神戸レクチャーやセミナーの段取りを相談したり、同様の経験をお持ちの角田猛之前 IVR 日本支部長にご相談しながら日本学術振興会の外国人招へい研究者(短期)や大和日英基金に助成金の申請をしたり、準備に忙しい日々を過ごした。幸いにも上記 2 つの助成金はいずれも申請が認められて、とくに後者は使途に厳しい制約がなかったので運営にたいへん役立った。レクチャーとセミナーの日程が決定してからは、大屋雄裕理事にはまさに玄人はだしの芸術的なフライヤーを作成していただいた。

学振の外国人招へい研究者（短期）に申請するには当該研究者が 2 週間以上国内に滞在することが必要だったが、幸いミラー教授もこれに快く同意くださり、結果的に、同志社大学での神戸レクチャーAre Human Rights Conditional?のほか、東京、名古屋、大阪、九州でセミナーを開催することができた。

未だに心に引っかかっているのは、京都で行われた神戸レクチャーの実施責任者を引き受けてくださり、私のあとを継いで IVR 日本支部長を務めてくださった那須耕介さんが、神戸レクチャーの直前に病に倒れられて、当日のレクチャーに参加されなかったことである。その後の那須さんのご病気の経過を考えると、このときも那須さんに無理をさせてしまったのではないかと、今も悔恨の念に駆られる。

私自身が前線に立った第 10 回の神戸レクチャーが全体として成功といえるのかどうかは、自分自身ではわからない。ただ、この第 10 回の神戸レクチャーと、ブライアン・タマナハ教授（ワシントン大学）をお招きした第 11 回の神戸レクチャーを境にして、今日のような国際会議形式へと神戸レクチャーもその性格を大きく変貌させることになるので、その意味では第 10 回も一つの曲がり角に位置していたと言えるだろう。私自身も、この神戸レクチャー及びセミナーにおける諸発表を掲載した ARSP 別冊 *Global Justice and Human Rights*, Steiner, 2014 を宇佐美誠理事と編集したり、2011 年から 8 年間 IVR 理事を務めたりすること

を通して、英文で論文を書いたり、メールをやり取りしたりすることがごく日常の活動へと変わっていった。結果として、IVR 日本支部長を務めて神戸レクチャーを切り盛りした経験が、その後の研究生活に大きな影響を与えることになった。今から振り返れば、その当時は“回り道”にしか見えない研究“以外”の活動が、自分の研究生活を思わぬ方向へと触発することもあるということ、私は身をもって経験したように思う。その意味で、日本 IVR 支部長から IVR 理事へと続く 10 年間は、私の人生にとっても貴重な時期だった。

聞き書き——東アジア法哲学会の来し方・行く末——

菅原寧格

東アジア法哲学会の記念すべき第 1 回は、1996 年に日本法学会と IVR 日本支部が主体となり第 4 回神戸レクチャーとして東京大学と同志社大学で開かれた（今井弘道・森際康友・井上達夫編『変容するアジアの法と哲学』（有斐閣、1999）を参照）。だが、その契機は 1987 年に神戸で開催された IVR 第 13 回世界大会における東アジア研究者間の交流に求められ、これは 1990 年に今井弘道先生と鈴木敬夫先生の責任のもと北海道大学で開かれたシンポジウム「東アジア法哲学の現状と展望」へ受け継がれた（「〈シンポジウム〉東アジアの法哲学の現状と展望——相互理解への一歩のために——」（北大法学論集 41 巻 4 号）を参照）。この 1990 年に開かれたシンポジウムの成功を受けて、日本と韓国、後に中国と台湾の研究者も加わり共同研究会が継続して開催されるようになった（「東アジア文化と近代法（一）～（一五）」（北大法学論集 44 巻 2 号から 54 巻 6 号までの各掲載号を参照）。これらは、法とは西洋法であることを当然視する動向と一線を画し、むしろそうした態度を反省的に捉え返したうえで東アジアにおける法学の共通理解を得ようとした、東アジア法哲学会の前史にあ

たる。

その後、第4回神戸レクチャーに始まった研究交流は「東アジア法哲学シンポジウム」として軌道に乗り、1998年に第2回が延世大学と済州大学において、2000年に第3回が南京師範大学において、2002年に第4回が香港大学・香港城市大学において、2004年に第5回が札幌コンベンションセンターにおいて、2006年に第6回が台湾大学において開催され継承された——第6回大会では「東アジア法哲学シンポジウム」の運営を実質的に担ってきたメンバーから東アジア法哲学学会の設立が提案され、今井先生の理事長就任も併せて承認されている——。2008年に第7回が吉林大学において、2012年に第8回が国立政治大学において、2014年に第9回が韓国外語大学において、2016年に第10回が北京京儀大飯店（中国政法大学）において、そして2018年には第11回大会が香港大学において開催され、東アジア法哲学学会はさらなる発展を遂げた。第4回神戸レクチャー・第1回シンポジウム以来、東アジア法哲学学会は概ね2年ごとに開かれてきた20年以上にわたる実績がある（第5回大会の内容とそれまでの沿革については今井弘道編『発展する東アジアと法学の課題』（成文堂、2008）を参照）。

このような来歴をもつ東アジア法哲学学会には幾つかの特徴がある。まず、この学会は「国」を単位とした形で構成されたり運営されたりはしておらず、それぞれの研究者が主体となって、主に所属先を会場とし輪番でホストが担われてきた。そして、東アジアにおいては——その多くは紛れもなく日本に帰責されるべき歴史問題だが——、今なお現実の政治状況に照らしてデリケートな問題が厳然としてあることに相応の注意が求められることから、本学会を制度化するような明文の規約は存在しない。また、その結果として学会としての財政基盤もないことから、大会テーマの設定や開催方式などの具体的な運営はホストの裁量に委ねられてきた。加えて、他の国際学会のように必ずしも英語を自明の共通語とはせず、各研究者がそれぞれの母語を用いて報告や質疑などを行うことが可能な限りで追求されてきた。使用言語をめぐる問題は、法が歴史や社会に根ざした文化現象である以上は当然に重要だが、必ずしもその解決は容

易でなく、実際には効率性などの観点から英語が用いられることも少なくない。ただ、このようなみずからの母語にこだわる取り組みは、漢字文化圏とされる東アジアならではの野心的な試みとして評価される。

そこで、こうした一連の歩みを踏まえたうえで東アジア法哲学会の今後を展望してみるならば、その長短を見極めておくことが有効である。たとえば、上述したような母語に対するこだわりを貫こうとするならば、財政上の理由により通訳や翻訳の専門家を学会側で準備できない状況にあることから、留学生など言語と文化に精通した学生など多くの献身的な「裏方」による支えなくしては実現不可能であったことがわかる。そしてこれに付随する問題でもあるが、ホストと開催校には必要経費の確保も委ねられていることから、なかなか受け入れ先が決まらない場合も少なくない。2010年にはバンコクでの開催が模索されたものの、調整が難航し、漕ぎつけることはできなかった。2020年には、高雄大学がホストとして開催校を引き受けるところまでは決まったものの、コロナ禍のもと延期された状況が続いており、再開も未定である。

ともあれ、東アジアで法の問題を考えるならば、これまで東アジア法哲学会が積み重ねてきた経験から謙虚に学びつつ、その課題を把握したうえで、そのときどきに可能なやり方で、そして何よりも研究者間の地道な交流を続けていくなかで考えていくよりほかはないだろう。そうした実践に参画するなかで、その行く末も反省的に見通していくよりほかはないだろう。「東アジア的な *ius commune* というテーマに対する法学的関心に関わる限りでの、あらゆる問題に対して開かれている場」が、東アジア法哲学会だからである（前掲『発展する東アジアと法学の課題』を参照）。

以上の文章は、中国でも教鞭をとられ東アジア法哲学の発展に貢献し続けてきた今井弘道先生（北海道大学名誉教授）と鈴木敬夫先生（札幌学院大学名誉教授）から伺った話をもとにしているものの、その内実は筆者が再構成した「聞き書き」であり、その文責はすべて筆者にある。なお、中国・台湾法研究者である鈴木賢先生（明治大学教授・北海道大学名誉教授）は長きにわたって

本学会の事務局長として貢献されてきたが、第11回大会以降は、中国法研究者である李妍淑先生（琉球大学准教授）と筆者も、それぞれ通訳と事務局長代理の役を担っている。

第1回 IVR Japan 国際会議・開催前夜

瀧川裕英

2006年に私はIVR日本支部の運営委員に任命された。その前年にIVR Young Scholar Prizeを受賞したのが契機だった。それ以降、IVR日本支部に運営委員・会計・支部長として関与すると同時に、IVR世界大会では6回にわたり special workshopを企画・開催して参加してきた。

IVR日本支部にとって最も重要なイベントは、神戸レクチャーである。ロナルド・ドゥオーキンを招聘した第1回（1990年）を皮切りに、約3年ごとに開催されてきた。

ただ、従来の神戸レクチャーの開催形態に改善すべき点がないわけではなかった。①日本の研究者の出版物が論文ではなく神戸レクチャーへのコメントとなり、国際的発信という点で限界があったこと、②講師を招聘するのに伴い全国各地で研究会を行うため、IVR日本支部・運営委員の業務負担が大きすぎることである。こうした問題点に対処すべく、IVR日本支部・支部長（当時）の那須耕介氏と運営委員の宇佐美誠氏のリーダーシップで始まったのが、神戸レクチャー改革である。具体的には、神戸レクチャーの国際学会への改組である。

2015年6月の提案に始まり、検討委員会での検討を続けていった。最終的に、2018年に第1回の国際会議を開催することになった。神戸レクチャーは廃止されるわけではなく、国際会議における基調講演として組み込まれる。私は2016年11月に、IVR日本支部・支部長職を那須氏から引き継ぎ、第1回の国際会議

に向けて準備作業を進めていった。運営委員の方々の献身は特筆すべきものだった。このメンバーであれば、なんでもできそうだと感じさせられた。また、井上達夫先生が理事を務められていた二十一世紀文化学術財団からまとまった額の助成金をいただくことができ、金銭的にはゆとりができた。

何事も初めが肝腎である。だが、それと同時に困難も多い。会議の名称を「IVRJ 国際学会」でも「IVR ジャパン国際会議」でもなく「IVR Japan 国際会議」とすることを初めとして、微に入り細に入りありとあらゆることを決定していった。私の人生の中でも、あれほど多くの事柄を短期間で決定したことはない。

国際会議を開催するにあたっての最大の懸念は、海外からの報告者を何人集められるかという点だった。いきなり「国際会議を始めます」と言いだしたとして、日本まで来てくれる人がこの世界に何人いるだろうか。国際会議であるにもかかわらず、ほぼ全員が日本人というような寒い状況にならないだろうか。こうした懸念もあり、報告者数を 18 名ないし 24 名とする想定で、準備を進めていった。

杞憂だった。海外からだけでも約 60 の応募があり、査読作業が手に余るほどだった。第 1 回 IVR Japan 国際会議は、2018 年 7 月 6 日（金）から 7 月 8 日（日）にかけて同志社大学で、20 の国と地域から約 80 名の参加者を集めて開催された。あいにく、初日の 7 月 6 日に西日本は記録的な豪雨に見舞われ、多くの交通機関が運休となった。そのような状況であるにもかかわらず、レセプション会場に続々と到着する各国からの参加者を出迎えたとき、私は少なからぬ感慨を覚えた。

この国際会議の一部として、第 12 回神戸レクチャーが行われた。神戸レクチャーの講師は、IVR 日本支部運営委員会で熟議し決定される。講師が全国各地を行脚して研究会を行う形態をやめるため、従来のような「大物」に依頼しないことについては合意があった。今回から、国際会議に改組し、神戸レクチャーもリスタートする。では、その初回の講師としてふさわしいのは誰か。

過去の神戸レクチャー講師のリストを見ていて気づいたのは、女性の講師が

一人もいないことだった。驚くべきこと、そして恐るべきことだと感じた。神戸レクチャーをマッちょなものにせず、そのよき伝統を引き継いでいくためには、変革する必要がある。そこで、運営委員会において、今後 2 回の神戸レクチャーの少なくともいずれかにおいて、女性の講師を選出することを提案した。幸い、運営委員の方々に賛同していただき、運営委員会でその方針が承認された。優れた講師候補者が何人も見つかった。その中から選ばれたのが、クリスティン・ランドル氏（メルボルン大学）である。彼女の神戸レクチャーの講演タイトルは「フラーの関係（Fuller's Relationships）」で、フラー法理学の新解釈を提示する刺激的なものだった。

以上が、第 1 回 IVR Japan 国際会議の開催に至るまでの経緯である。神戸レクチャーが刷新されたように、この国際会議もいずれ形態を変えるだろう。それでいい。

IVR 日本支部活動の一端——神戸レクチャーを中心にして——

角田猛之

法哲学会創立 50 周年記念誌で佐藤節子先生は、「この超高速の時代のこと、1987 年に神戸で IVR の 13 回世界大会を開催したことも、昔の出来事になってしまった」と前置きしつつ、つぎのように述懐されている。「[1983 年のヘルシンキ大会でなされた、日本での 1987 年大会開催表明の 2 年前から資金集めに「東奔西走」したことなどを思うにつれ]すべての学問が世界と交流するとき、当然の任務を果たしたに過ぎないとはいえ、碧海、矢崎のお二人の先生のご心労いかばかりであったかとしみじみ思う。」（「思い出すまま」）

1979 年に法哲学会理事長になられ、80 年代初頭から大会の資金集めなどに「東奔西走」されていた矢崎光圀先生から、当時後期課程の院生としてご指導

いただいていた。そして、先生の研究室での大学院、学部ゼミを含めて少なくとも週 2 回はお会いしていたが、「ご心労いかばかり」という様子をお見受けしたと感じたことは一度もなかった。ところが後日、矢崎ゼミ OB 会の際、大阪拠点の某都銀本店幹部をされていたゼミ卒業生に大会開催への寄付を先生が依頼されていたことを知ったとき、資金集めにずいぶんご苦勞されておられるのだな、という思いを——私自身の先生のイメージとはそぐわない行動であるゆえにより強く——抱いたことを覚えている。

佐藤先生は上の言に続けて、現在の IVR 日本支部（以下、IVRJ）のあり方、活動にいたる出発点について「…この大会を機に、IVR 日本支部が正式に組織化され、それは日本法哲学会のインナーグループとしての位置づけをもって日本法哲学会のもう一つの顔としての活動を担うことになる。」と指摘されている。この点は、IVRJ 規約第 2 条、すなわち「IVR 日本支部は、日本法哲学会理事会のもとで、IVR を中心とする国際的な学術交流に対し協力・促進することを目的とする。」において明文化されているといえる。

私は 2004 年 11 月から 2 期 4 年、桂木隆夫支部長の後任として IVRJ 支部長、そしてそれ以前の数年間運営委員を務めていた。支部長就任翌年の『学会報』第 11 号での「IVR 日本支部新支部長からの挨拶」冒頭でつぎのようにのべている。「…日本支部の重要な活動のひとつである神戸レクチャーも、ロナルド・ドゥオーキン教授をお招きしての第 1 回神戸レクチャー以来、前回の 2002 年には第 7 回を数え…」

1990 年のロナルド・ドゥオーキンを皮切りに、92 年ラルフ・ドライヤー、94 年ジョセフ・ラズ、そして 98 年はカナダからウィル・キムリッカを招聘した（96 年の第 4 回は“The First Asia Symposium in Jurisprudence”として東京と京都で開催）。そしてこの第 5 回からは、前 3 回の開催のあり方——すなわち「国際的に著名な大物」法哲学者を招聘し、神戸レクチャーという名のもとに東京、京都で 2 度講演会を行う——を修正し、中堅をも含めて国際的に注目を集めている法哲学者、政治哲学者を招聘することとした。そのねらいは、神戸レクチャーを大物のお説拝聴——そして、表現はよくないが、いわば 2 年（第 7 回以

降は 3 年) ごとの打ち上げ花火! ——の場とはせずに、講演に加えて、東京、京都以外の複数大学で、各地域の法哲学者が参加するセミナー形式での議論、交流の場とすることであった。そして、キムリッカの第 5 回と並んで、わたし自身も関与したそのような事例としては、エミリオス・クリストドゥリディスをイギリスから招聘した第 7 回をあげることができる。クリストドゥリディスは、ニール・マコーミックの愛弟子で、第 1 回 IVR Young Scholar Prize を受賞し、現在、グラスゴー大学の法理学教授である。また開催にあたっては、故・石前禎幸さんと二人三脚で学術振興会の短期・外国人招へい研究者プログラムに応募し、首尾よく補助金を得て、東北大学はじめ各地でセミナーを開催した。さらにまた、「打ち上げ花火」で終わらせないための翻訳企画として、ウィル・キムリッカ『多文化時代の市民権 マイノリティの権利と自由』(1998 年)とエミリオス・クリストドゥリディス『共和主義法理論の陥穽 システム理論左派からの応答』(2002 年)を、わたし自身も関係して刊行した。

さらに 2018 年からは従来の開催形態を大きく修正し、IVRJ 主催の国際ワークショップ (IVR Japan 国際会議) を定期的で開催し、神戸レクチャーを会議全体の基調講演として位置づけている。そして、佐藤先生の述懐から 25 年後——コロナ禍ゆえの 2 度の延期を経て——2023 年 9 月 16-18 日に千葉大学にて、第 2 回 IVR Japan 国際会議 “East Meets West: Justice, Law, and Politics” が開催された。またその際、瀧川裕英、ダニエル・ベルのお二人のプリナリーレクチャー講演のうち、ベルの講演が第 13 回神戸レクチャーとして公開された。

まさに、1987 年の IVR 神戸大会を契機に設立された IVRJ が「日本法哲学会のもう一つの顔としての活動を担」い、学会の国際化を着実に進めつつ今日に至っているといえるだろう。

IVRJ を通じた学会の国際化へのさまざまな試みに対して理事長としてご高配いただいた竹下賢さんが 2018 年に他界された。50 周年記念誌では編集委員を務められていたが、今回は長老のお一人として投稿されるはずであったのがかなわなくなり、ご本人はもちろんのことすべての学会員にとっても非常に残念なことです。また、法哲学会、IVRJ で活躍された那須耕介さんが 2021 年に若

くして亡くなられた。那須さんには私の支部長時に事務局長として補佐していただいた。また、多くの神戸レクチャー、とりわけ2014年のブライアン・タマナハ招聘に関しては尽力され、大きな成果をおさめられた。

75周年記念誌という学会の節目を画するこの誌面をお借りして、改めてお二人のご冥福をお祈り申し上げます。

那須耕介 IVR 日本支部長の責任感と気配り

土井崇弘

那須耕介元 IVR 日本支部長は、私の大学院時代の直属の兄弟子であり、よく面倒を見ていただきましたので、以下では親しみを込めて「那須さん」と呼ばせていただきます。那須さんの思い出深いエピソードは、たくさんありすぎて、このスペースにとっても収まらないのですが、その中でもとりわけ那須さんのお人柄がよく表れていると思われるエピソードを、以下に紹介させていただきます。

2014年にIVR日本支部で「神戸レクチャー」の講師としてブライアン・タマナハ（Brian Z. Tamanaha）先生をお迎えした時には、「こういう仕事はあまり得意ではないんやけど、わしがやるしかないからなあ」と仰って、タマナハ先生の全国講演行脚にぴったりと付き添われ、タマナハ先生も随分リラックスした感じで全国各地でご講演くださいました。そのおかげで、タマナハ先生をお迎えした「神戸レクチャー」と関連企画は、大成功だったと記憶しております。

また、那須さんがIVR日本支部長に就任された際に、筆者は会計担当として那須さんをお支えすることになったのですが、特に最初の頃は小さなミスをして随分ご迷惑をかけてしまいました。その際に那須さんから「土井くん、気にしないでええよ。次からは気を付けてね」という、温かく気配りに満ちたお言

葉を頂戴し、「次からは、ミスのないように努めよう」と前向きな気持ちで仕事に取り組めたこともあり、2期4年にわたる那須支部長体制下で、大禍なく会計担当としての務めを果たすことができました。

このような責任感と気配りに満ちた那須さんが天国へと旅立たれたことは、一人の人間、直属の後輩としてはもちろんのこと、IVR 日本支部会員、日本法哲学会会員としても、惜しいことであり、残念でなりません。

那須耕介支部長時代の IVR 日本支部の活動

鳥澤 円

2012年11月から2016年11月までのIVR日本支部運営委員会は、那須耕介支部長、土井崇弘会計担当委員、足立英彦委員、宇佐美誠委員、戒能通弘委員、高橋洋城委員、瀧川裕英委員、野崎亜紀子委員、そして筆者鳥澤円事務局長により構成されました。会議には、IVR 理事会より桜井徹理事と森際康友理事にもご同席いただきました。

もっとも大きな部分を占めた活動は、第11回神戸記念レクチャーと関連セミナーの企画・実施です。2014年5月から6月まで約2週間にわたって、ワシントン大学のブライアン・Z・タマナハ氏を講師として招聘し、東京（法政大学）における神戸記念レクチャー「法と社会の発展理論を求めて——法哲学・法社会学・開発法学 In Search of Development Theory of Law and Society: Legal Philosophy, Sociology of Law and “Law and Development”」（法政大学ボアソナード記念現代法研究所との共催）を皮切りに、各地で講演会・セミナーを開催しました。神戸記念レクチャーは会場校の大野達司会員のご協力のもと、瀧川委員の司会により進められ、タマナハ氏の記念講演「法の歴史からみた法の本性についての洞察 Insights about the Nature of Law from the History of Law」に続

き、指定討論者の嶋津格会員、中山竜一会員、長谷川貴陽史氏よりコメントが述べられました。仙台（東北大学）ではセミナー「『目的のための手段としての法』とその背景」、名古屋（中京大学）ではセミナー「法による発展と法の発展——開発法学をめぐって」、京都（同志社大学）ではセミナー「法理論へのもう一つの視角——タマナハ教授の『社会的法理論』をめぐって」が開催され、さらに、東京（青山学院大学）では臨床法学教育研究会との共催によるセミナー「法曹養成と法理論——日米の法科大学院の諸問題と法理論の規範性」が、大阪（関西大学）では関西大学法学研究所の主催、IVR 日本支部の後援によるセミナー「『社会的法理論』と法人類学との対話」が開催されました。これらの講演会・セミナーの参加者は、のべ 300 人余りを数えました。タマナハ氏の記念講演と各地の講演会・セミナーにおける討論者コメント、そしてそれらに対するタマナハ氏からの応答論文は、那須支部長の編集により、2017 年に IVR の機関紙 *Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie* の特集号として出版されました。

タマナハ氏の人気ゆえ、来日決定後に追加されたイベントも含め計 8 か所で講演会・セミナーが開催されることとなりましたが、過密な日程でテーマも多岐にわたっていたにもかかわらず、タマナハ氏がすべて精力的にこなされていたのが印象的でした。那須支部長は次のように記しています。「タマナハ先生は、どの会場においても、討論者やフロア参加者との応答はもちろんのこと、休憩時間や懇親会での質問と議論にも、つねに時間を惜しむことなく全力で応えてくださいました。その気さくな人柄と真摯な姿勢は、多くの方に感銘を与えたのではないのでしょうか。」（[IVR 日本支部ウェブサイト「神戸記念レクチャー」](#)より引用。）そして、一連の講演会・セミナーを首尾よく終えることができたのは講師のご協力のみならず、多くの行程を共にされていた那須支部長の多大なご尽力があつてこそでした。その後の運営委員会では、企画・運営上の負担を軽減するとともに会員の国際的発信の場をもうけるため、国際会議形式に転換しその基調講演の 1 つとして神戸記念レクチャーを位置づける案の検討が始まりました。

その他の活動としては、IVR 日本支部規約の再検討と IVR 世界大会等の広報が挙げられます。2013 年には IVR 日本支部規約を一部改正して、総会の議決方法、運営委員会の定足数と議決方法を追加し、IVR 理事等の運営委員会への参加資格を明記しました。2013 年には第 26 回 IVR 世界大会がブラジルのベロオリゾンテで開催され、森際康友 IVR 理事が基調講演者として登壇されました。2015 年には第 27 回 IVR 世界大会がアメリカのワシントン DC で開催され、長谷川晃会員が基調講演者を務められました。また、2014 年にはロバート・アレクシー氏（キール大学）、2016 年にはジェラルド・ポステマ氏（ノースカロライナ大学）とウルフリット・ノイマン氏（フランクフルト大学）がそれぞれ来日され、各地で講演会とセミナーが開催されました。

※所属機関・役職は当時のものです。

1987 年夏 初めての国際学会 IVR'87 in Kobe

松浦好治

矢崎光圀先生は、1979 年度から日本法哲学会の理事長を務められ、天野和夫先生が 1985 年度からその職を引き継がれた。私は、1982 年に中京大学から大阪大学に転任したが、その頃には、法哲学・社会哲学国際学会連合（IVR）の世界会議を日本で実施したいという提案が出ており、碧海純一先生を中心にし、実施計画が具体化したのは、1983 年である。

IVR'87 の企画は、いくつかの理由から日本法哲学会とは別の組織となった IVR 日本支部が担当した。その企画委員会の委員長には、碧海先生が就任され、碧海先生がおられた東京を中心に検討が進んだ。関西の法哲学関係者は、数人が継続的に企画委員会に参加して IVR'87 の内容を具体化していった。この検討作業を通じて、関東と関西の法哲学研究者が交流して、かなり自由な意見交換

を通じて知り合いになり、法哲学研究者間の絆も強まった。

しかし、当時、私の年代の研究者にはそもそも国際学会に参加した経験も乏しく、ましてや学会を企画した経験はほとんど皆無であった。国際学会の経験があり、そのイメージを具体的に実感できたのは、碧海先生や矢崎先生など限られた方々であったと思う。先達の先生方のご指導とアドバイスをいただきながらも、私は手探り状態で準備にあたったように記憶する。

個人的には、これは、象牙の塔に住む研究者が社会と企業の仕組みや仕事のやり方を学ぶ得難い機会であった。矢崎、佐藤節子、野口寛先生たちと企業訪問をして、IVR'87への寄付をお願いした。まず、事前に経団連から寄付枠を示すリストもらい、そのリストにある企業を個別に訪れて寄付のお願いをするのである。これが日本の寄付集めの常道であった。

訪問先では、IVR'87の目的と社会的意義を単刀直入、単純明快に説明する技能が決定的に重要だということを学んだ。矢崎先生のお話は、長すぎず短すぎず、遅すぎず早すぎず、真剣になりすぎず、淡々としたものであった。にこやかな佐藤先生がサポートし、慎重な野口先生が補足をされた。私の仕事は、話を黙って聞いて、記録をとり、事後の対応を考えることであった。

企業の代表者の方々からは、哲学や法哲学について、「私には、学生時代に哲学をするだけの力がなくて、負い目を感じているのです。」「それもあって、この企画にはできるだけ協力させていただきたいと思います。」というお話をよく聞いた。これは思いがけなかった。碧海先生のご主張や分析哲学を学んでいた当時の私は、難解な哲学や法哲学を理解しがたく、結果として深遠だと思いうにいたったかなりの数の被害者にお会いした気がしたものであった。

神戸の会場でのIVR'87の運営の中心は、長尾龍一先生だった。先生のできばきとしたやり方を眺めながら、運営のコツというようなことも学べたのは、事務局をしていた役得だった。しかし、会場を走り回った充実感は今でもあるのに、会議の内容自体がほとんど記憶にないのは、誠に残念である。

世界から神戸を訪れた社会哲学、法哲学の専門家たちは、想像以上にフレンドリーだった。ジョークも好きだし、皮肉も好きだ。その一方で、会議の運営

に当たる若手の研究者には、親切だったし、配慮もして下さった。例えば、東ドイツの Herman Klenner 教授は、東と西に分断されたドイツの様子をはじめ、随分と話を聞かせくださった。こちらが話しかければ、ニコニコ顔で付き合ってくれる専門家が世界中にたくさんいることを実感した。

IVR'87 の資金調達は、当時の日本の経済成長もあり、予想以上の成功を収めた。その結果、かなりの額の資金を IVR'87 後に運用して増やすという仕事も経験することになった。佐藤節子先生のご尽力で、この仕事もうまくいき、のちの日本法学会の「神戸レクチャー」シリーズの基金になった。基金の活用をめぐる関係者との議論「日本の法哲学をどのように発展させるか」も学問と投資という観点から見て、興味深かった。

私は、Ronald Dworkin 教授をはじめとする神戸レクチャーの講師を選ぶ仕事にも関与したが、IVR'87 で知り合った海外の専門家とのネットワークだけでなく、森際康友、嶋津格、井上達夫さんなどの関係者がそれぞれもっておられた海外とのネットワークをおしみにく共有していただいたことが力になった。

IVR'87 の成果をベースにした ARSP の特別号をまとめる仕事も経験した。複数言語を使った学術論文の原稿をまとめ、ドイツの編集者からの指示を聞いて対応するという作業はそれなりに大変だったが、執筆者のご協力があつて、それほど苦にはならなかった。

IVR'87 は、若手研究者が留学奨学金でもなければ、海外に行けなかった時代から、かなり自由に海外に出かけ、国際学会に参加できる時代への移行期に開催されたように思う。海外からの研究者と初めて対面で交流し、自信をつけ、「海外の国際学会に行ってみようか」とわれわれが思うようになる一つのきっかけを IVR'87 は、与えてくれた。

私が 1974 年にアメリカに留学した時、日本の法と社会に関心を持つアメリカの研究者はほとんどいなかった。しかし、今や日本は、世界の専門家の間では、良い意味でも悪い意味でも一つのモデルであり、比較検討の対象として考慮される。法の哲学は、法と社会の仕組みを分析し、時代の求めを意識しながら、よりよい仕組みを考える研究分野であろう。われわれが日本の法と社会を支え

る基礎理論とその実態を詳しく魅力的に論じ、機械翻訳の助けをも借りて、多言語（英語に限らずアジアの言語を含む）で発信すれば、「また日本で IVR の国際会議をやろう」ということになるだろう。そういう日が来れば、法哲学者は、また東奔西走して、大変になるだろう。それでも、そういう日が是非来てほしい。

国際学会 IVR の意義と課題

森際康友

1 神戸レクチャーと IVR 日本支部

日本法哲学会と国際学会 IVR との関わりは、故碧海純一教授が IVR 名誉会長に推挙されるほど熱心にその活動に取り組んだことに端を発する。私は 1976 年に教授のもとで助手となり、会費管理と会報発送からなる IVR 日本支部の事務を依頼された。日本支部の活動は静かなものであった。

大きな変動が起こったのは、1987 年開催の IVR 世界会議を日本で開催することとなってからである。しかし、その経緯については詳らかにしない。79 年に名古屋大学に赴任し、東大に置かれていた日本支部の事務から離れ、さらに、84 年から 2 年間、オクスフォード大学に留学したからである。帰国してみると、学会をあげての準備で大わらわであった。

神戸大会は財政的にも成功し、収入に余剰が発生した。大会の企画や実行に関わっていた方々のご苦勞に報いるためにも、その有効活用は学会の大きな責任であった。帰国直後に理事として学会運営に加わることになり、神戸大会の準備には貢献できなかったのが、これには尽力したかった。協議の結果、これを基金として、神戸レクチャーをシリーズで行うことが決定された。1 年おきに、誰もが対面で話を聞いてみたいと思っていたが訪日を半ば諦めていた著名

法哲学者を呼び、神戸レクチャー本体のほか、全国でセミナーや講演会を開き、なるべく多くの人が接することができるようにする、との了解ができた。

1990年開催の第1回講演者には、ロナルド・ドゥウォーキン教授が候補となった。幸い、留学時代に教授とは家族ぐるみの付き合いがあったので、お声がけしたところ、快諾を得ることができた。来日後、教授の面目躍如たるパフォーマンス、とくに、活字を通しては伝わらない、議論の仕方や現実把握の迫力を日本の研究者に目撃して頂いたので、やりがいがあった。94年の第3回にはジョセフ・ラズ、2008年の第9回にはキャス・サンスティーン教授の招聘にも成功し、ここでも講演内容だけでなく、そのスタイルを目の当たりにして頂くことができた。

一方で、ともすれば欧米に向きがちなわが国の研究姿勢には大きな修正が必要と考えていたので、1996年の第4回は、第1回アジア法哲学シンポジウムと銘打ち、わが国に加えてアジアとオーセアニアから総勢12名の登壇者にご発表頂き、新たな展開を試みた。事務局をあずかり、報告者との連絡から日英それぞれの報告集出版までたいへんな作業であったが、なんとかやり終えた。

この頃から、単にお説拝聴といった態度を卒業し、このプログラムを、日本の研究者が世界の法哲学の発展のために積極的寄与を行う機会にすべきとの考えが強くなり、無理のない範囲でその方向にレクチャー企画を進めるよう心がけた。紆余曲折はあったが、たとえば第9回では、わが国の優れた研究者10名がサンスティーン報告にコメントを寄せ、教授に回答を求めた。その後、この方向にさらに進み、今日、神戸レクチャーはわが国を中心とする国際シンポジウムにおける基調講演的な位置づけになった。

IVR 日本支部は、このような展開に応じて、学会との関係を数度にわたり整理し、神戸レクチャー開催や世界大会への積極参加を中心に、わが国法哲学の国際化を着々と進め、その運営委員会は、学会活動においても学術大会企画委員会と並んで重要な役割を果たしている。

2 IVR 理事会と世界会議

2001年にIVR理事に就任し、2005年から09年半ばまで副会長を務めた。IVR世界会議は2年ごとに開催され、2009年9月には北京での世界会議開催が予定されていた。が、同年4月、不幸にしてニール・マコーミック会長が逝去された。規程では、4人の副会長から後任の会長代行が選出されることになっている。当時、中国政府の人権問題への対応が問題視されており、理事会の内外でも北京開催を中止すべきとの声が上がっていた。大会の中止を厭わない副会長が選出されそうになったが、中止は国際学会としては自殺行為であると考えた。私は立候補に消極であったが、他に候補が立たなかったので、開催堅持の公約で立候補するのやむなきに至った。

当時の中国政府のふるまいが、大会を中止し、結果、同国の研究教育関係者やその学生たちへの情報提供を遮断するのに適切で十分な理由であるとは考えられなかった。むしろ、中止は同国における人権や自由に必要な情報・知識の流通を遮断するに等しいと思われた。幸い、理事の多くがこの考えに賛同し、会長代行として中国支部の方々とともに無事に北京大会を開催することができた。

おかげで、中国支部内で開催堅持派が弱体化することもなく、大会は数多くの国内参加者を得て、同国の研究教育に携わる人々が国外参加者との交流を通じて、自由と人権思想の息吹を体験できた。中国の法哲学会は、法哲学の専門的研究者だけでなく、法学入門を担当する多数の教員が所属するので、その影響はきわめて大きいと考えられた。

その2年後、学会設立100周年を記念するフランクフルト大会での会長演説では、ヨーロッパを中心とした社会的エリートの集まりとして出発した学会が、人種・性別・地域を問わない、学会名にふさわしい組織へと成長したことを確認し、平等な者同士の自由な議論と学術交流の価値をより多くの人々が共有できるように進もう、と呼びかけた。

3 国際学会の意義と課題

国際学会が適切に運営されたならば、人種や文化の壁を越えて、お互いの最良の部分を引き出し合うことができる関係や場を作りうる。それには難病との戦いのように、遅々とした歩みであれ、着実に歩を進めることが求められる。そのためにも、政治的に妥当な方策を学問的に正当な形で実行することが求められる。

IVR の第 31 回世界会議はソウルで 2024 年に開催される。アジアから会長が選出された場合、その責は重い。欧米からでは困難な発展を、地理的にも法文化的にも進めうるからである。地理的には、モンゴルやベトナム、シンガポール、フィリピン、インドネシアなどでの支部設立や個人加入の促進があろう。

法文化的には、カトリック、イスラームの宗教文化にも門戸を開いていくことがある。この場合、政教分離を許さない宗教に基づく法制度とどのように付き合っていくのか。法哲学は、この困難な問題に理論だけでなく、実践的に取り組むことが要求されている。慣例を主要法源とする国際学会運営は、従来通りで何もしなければ、これほど楽な仕事はない。新たに何かしようとするれば、これほどたいへんな仕事はない。その現実を前にして、諸課題に、日本支部として、IVR 理事会の一員として、いかに関わっていくのか。私たちはこの問いに直面している。

第3部 各地研究会のあゆみと未来

学会報には「地域の研究会」の紹介が掲載されている。これは竹下賢先生が理事長に就任された年度の第6号（2002年2月15日発行）から始まったコーナーである。巻頭言に書かれている通り、学術的コミュニケーションの活性化を図っていこう、というのがその趣旨である。私はたまたまその年度、東京法哲学研究会幹事を担当していたため、執筆を仰せつかった。

紹介をする以上、現在の活動内容だけでなく、研究会の成り立ちや創設期の思いを記載すべきだろうと考えたが、私はそれまで研究会に参加し勉強させていただいているだけの若輩であり、この年度も、恥ずかしながらその歴史を知らぬまま例会の企画だけで手一杯の幹事であった。そこで大先輩にお会いしたり電話したりして、聞き取ってまとめたのが、「研究会の発足は1960年頃で、東京近郊の大学で法哲学を学ぶ大学院生や助手の人達数名の自発的な集まりだった」という文である。

何人もの先生方に伺ったが、発足について確認できたのは1960年「頃」というところまでであり、正確な年月日は見いだせなかった。しかしこの曖昧さが東京法哲学研究会の特徴であり、むしろ大事にすべきものであるように思われた。「ここから」と明確に定めてスタートしたのではなく自ずと生成してきたこと、しかも若手による自由でフラットな集まりであったこと。幹事が毎年交代することはその姿勢の継承と言えるかも知れない（もちろんそれが可能な条件があることが前提であるが）。紹介の締めくくりに「創設期の、自由で自発的な学びの場という原点は継承し続けていきたいものだと思います」と書いたのは、このような思いからである。

また第6号紹介の中で、「実定法学や政治哲学等の研究者の参加もあります」と記載したのは、恩師ホセ・ヨンパルト先生を思い浮かべてであった。2001年度の幹事は私にとっては二回目であり、一回目は1990年度大学院生の時であった。その時は上智大学として担当を引き受け、ヨンパルト先生に導いていただ

きつつ、私は主として事務と当日の司会を担当させていただいた。その際、当然ながら法哲学プロパーの報告の会も数多くあったが、ヨンパルト先生は哲学、政治学等の研究者にも積極的に声をかけることに加えて、諸分野との対話を行う「特別企画」を「是非ともやりましょう」と提案され、早くから準備を始めることとなった。12月の「1990年東京法哲学研究会シンポジウム 隣接分野から見た法哲学」がそれである。四名の方に「憲法から見た法哲学」「民法から見た法哲学」「刑法から見た法哲学」「法社会学から見た法哲学」と題した発題をいただき、通常の15時より開始時間を一時間早めてディスカッションに時間を割く、という内容であった。緊張感の中にも（当時の文書を見ると発題ではなくて「問題提起」と表現されている）談話的雰囲気を感じながら議論をしたことを思い出す。急須と茶碗でお茶を用意し、四角くテーブルを囲んで話し合いをしたように記憶している。現在、研究会が「世代・地域を超えた学際的な研究交流の場」という役割を果たしていること（学会報各号の「地域の研究会」参照）のベースには、先達のこのような学際性への強い思いと働きがあったということをおぼえておきたい。

さて多くの先達が研究会にとって大きな存在であったが、「地域を超えた」場という意味で、ヨンパルト先生の存在感は大きかったと思われる。日本の法哲学に多大な影響を与えてきた英米仏独ではないスペインのマヨルカ出身であり、ドイツで学位を取得され、日本を「我が国」と表現されるヨンパルト先生は、東京はもちろん日本という地域も超え、法哲学のマジョリティと言える地域も超えて、グローバルな視座に立ちながら、今この時代における議論をしていく必要がある、ということをおぼえて2012年に帰天されるまでずっと、私たちに教え意識づけてくれた。そして議論と対話を建設的に積み上げていくための柱が「人間の尊厳」である、というのがヨンパルト先生の確信であった。学会全体にとってももちろんであるが、年に何回も開催されてじっくりと議論し、より深く交流できる場である研究会にヨンパルト先生がいらっしゃったということは、その意味でも東京法哲学研究会の大きな財産の一つであると思う。

自発性、学際性、越境性。言葉にすると一般的であり、どの地域の研究会も

備えた特徴であるように見えるが、しかしこのように振り返ってみると、東京法哲学研究会はその60年超のあゆみの中で同研究会独自の自発性、学際性、越境性を培ってきたことがわかる。他の研究会も同様であろう。過去を振り返りつつ現在を検証し未来に向かっていくことは、研究会のあり方にとっても大事であると思わされる。

東京法哲学研究会——初期の回想（註1）——

小谷野勝巳

I 研究会——発足と当時の社会的、政治的状况——

研究会は1960年頃、わが国の社会が敗戦後の衣・食・住の困難を脱しつつあった時期に、原秀男、上原行雄、福山仙樹（順に、峯村光郎、碧海純一、井上茂の門下生で当時大学院在学中か修了直後）を中心に10人前後の者が集まって出発したように思う。筆者は4年後に参加した。当時、地域の研究会は関西の法理学研究会のみであった。研究会の会則、会員名簿は無く、会の運営はもっぱら発起人による提案の下に進められ、その活動は主に法哲学・法思想史に関する研究発表、内外の関係文献の紹介、討論であった。会場は当初、早稲田大学の南門近くの喫茶店「茶房」の離れの和室が当てられた。発足10年後に、会員数は台湾からの3名の留学生を含めて20名前後となった。

ところで、本稿の表題中の「初期」とは1964年から75年までの一時期を指すが、その理由は当時の研究会における記録がその時期における特定の個人的資料以外に存在しないという事情に因る（後述註2参照）。従って、以下の記述はその時期の研究会の場での会員による報告題名とそれ以外の場での会員の研究成果を中心としたものであるが、前者につき報告者氏名と報告年度の一部につき遺漏があるため完全なものではなく、またその記載順序も正確な時系列

的なものではないことをお断りしておく。

なお、当時の記憶の中から消し難いものとして、国の内外で発生した社会的、政治的激震があった。すなわち、1950年代後半以降、国内で学生たちによる安保改定反対運動が起り、学生デモ隊による国会構内への突入の際機動隊との衝突事件で一女子学生が命を落とした(60・6・15)。60年代後半から70年代前半にかけて、主要大学においてまずは東京大学医学部の医療制度改革に端を發し、大学の移転、学費値上げ、学生会館の管理、大学の使途不明金、学生運動内部の派閥抗争に因る暴力事件に関して下された退学処分等の諸問題をめぐって紛争が生じ、次第に激化し、大学構内がロックアウトされ、やがて東大安田講堂における占拠学生と機動隊との攻防戦(69・1)へ、そして浅間山荘事件(72年)、連合赤軍リンチ事件(同年)が生じた。国外では、欧米の主要大学で学生によるベトナム反戦運動が生じ、中国では「文化大革命」の嵐が吹き荒れた。

II 会員の研究活動

(1) 研究会の場での報告——記録(註2)からの粗描——

(i) 1960年代前半：松平光央「法学における歴史性と客観性」。長尾龍一「法学における *potentia absoluta*」。島津英郷「J. S. Mill における自由と道徳」、同「J. Bentham における批判的法律学の基礎」。中島義生「W・マイホーファーの *Naturrecht als Existenzrecht*」。宮沢浩一「ザールラント大学の研究室(W・マイホーファー、A.カウフマン、U.クルーク)の紹介」。揚日然「Holmes と自然法」。

(ii) 60年代後半：原秀男「事物の本性論——現代西ドイツにおける——」、同「法哲学とは何か」、同「H. D. Lasswell, *The Public Interest: Proposing Principles of Contents and Procedure*, ed. By C. J. Friedrich, Atherton Pr. 1962 の紹介」。大橋智之輔「最近著わされた *Natur der Sache* 4篇(H.シャンベック、J.ストーン、I.タンメロ、O.バルベイクの紹介)、同「U. Matz, *Rechtsgefühl und objektive Werte* (Münchener Studien zur Politik, Verlag C. H. Beck, 1966)の紹介」。中村雄二

郎「社会理論のシェーマ」。揚日然「Legal realism と Holmes」。陳文政「ジェレミイ・ベンサムの方法論の基礎に関する一試論——主として法学方法論の側面について——」。林文雄「イギリス歴史法学における自然法論——Maine と Vinogradoff を中心として——」。島津英郷「Bellagio の法哲学ゼミナール（1965年）（Rivista di Filosofia, Vol. VII, n.2, 1966）の紹介」。小林弘「碧海純一編『現代法学の方法』（岩波講座「現代法 15」1966）の紹介」。小林弘人「Sir I. Jennings, Principles of Local Government Law, Univ. of London, 1931 の紹介」。上原行雄「旅程・個別的印象 étranger の認識と論理——J.-P.サルトルのアメリカ訪問印象記（Situations, III, Gallimard, 1949）にふれて——」。福山仙樹「J. S. Mill, On Liberty の中村正直訳の実証的研究」。長尾龍一「宗教について」。佐藤節子「A. Hägerström の『道徳的命令の真理性について』（ウプサラ大学教授就任講義、1911年）に関する考察」。小谷野勝巳「Ch. Perelman, Justice, Random House, 1967 の紹介」。谷嶋喬四郎「ヘーゲルの自然法論」。久保正幡「教会法について」。見田宗介「価値意識のなかの規範意識と社会集団の支配的価値について」。鈴木輝二「東欧（特にポーランド）の法学界の現状について」、同「インドの法思想と法制度について」。滋賀秀三「中国法思想史について」。

(iii) 70年代前半：大橋智之輔「法の効力論について」、同「法の実効性の概念について」。長尾龍一「宣長論について——宣長における神・人・支配の哲学——」。松岡誠「実質的法価値論に関する若干の考察」。原秀男「宮沢俊義の法哲学」、同「尾高朝雄の Kelsen 理解について」。松平光央「平等の法理——ウォーレン・コートの平等主義革命を手がかりに」。上原行雄「S. Goyard-Fabre, La Philosophie du Droit de Montesquieu, Paris, Klincksieck, 1973 の紹介」。ホセ・ヨンパルト「法哲学に残されたもの——問題提起 (a) 法理論と法哲学と法社会学の区別、(b) 法哲学の任務について——」。小林公「グロサトーレンの主権論」。山口迪彦「イェーリング法思想の研究動向」。勝田有恒「法律学における法史学と法解釈学」。松下圭一「自治体立法権の法理論的基礎付けについて」。六本佳平「Lon L. Fuller as a legal sociologist」。

(2) 研究会以外の場での成果

以下、これらの場を三形態に分けてそれぞれの成果を記す。

(i) 著・訳書：原秀男「価値相対主義法哲学の研究」（勁草書房、1968年）。長尾龍一訳「カール・シュミット著・帝国主義論」（福村出版、1972年）。長尾龍一他訳「自然法論と法実証主義」（ケルゼン選集第1巻、木鐸社、1974年）、同他訳「ヤハウエとゼウスの正義」（同選集第4巻、1975年）、長尾龍一・上原行雄他訳「正義とは何か」（同選集第3巻、1975年）。碧海純一・太田知行・佐藤節子訳「オリヴェクローナ著・事実としての法」（勁草書房、1969年）。ホセ・ヨンパルト「自然法論の研究——法の歴史性をめぐって——」（有斐閣、1972年）。

(ii) 専門誌：「法哲学年報」（日本法哲学会編、有斐閣）、「年報 自然法の研究」（第1～第7号）（阿南成一編、自然法研究会）への会員の寄稿論文は多数につき紙数の関係で割愛し、差し当たり「ジュリスト」誌上へのそれを記す。長尾龍一「法哲学（戦前）」、上原行雄「法哲学（戦後）」（以上、400号、1968年）。上原行雄「生存権の権利性——基礎法学の観点から——」、福山仙樹「技術の進歩と人権（臓器移植）」（以上、基礎法学シリーズI、69年）。長尾龍一「近代法の再検討・法哲学」（同シリーズII、70年）。揚日然「法哲学における現実主義と理想主義の相克——アメリカ——」、上原行雄「法哲学の諸潮流と現象学的法実証主義——フランス——」、佐藤節子「リアリズム法学における「権利」概念分析の二つの方法——北欧——」（以上、同シリーズIII、71年）。

(iii) 編著：井上茂・矢崎光圀編「法哲学講義」（青林書院新社、1970年）には、原秀男「現代日本の法哲学」、上原行雄「近代法と法理論」、福山仙樹「法規範と裁判過程」、小谷野勝巳「裁判規範と行為規範」、大橋智之輔「法哲学における「市民」の問題」が、井上茂・福田平・渡辺洋三編「法律学概論」（青林書院新社、71年）には、上原行雄「法と権利」、原秀男「法と国家」、福山仙樹「法と思想」、島津英郷「法の認識」が取り上げられている。

ところで、上述の激動の時代、とりわけ1972年から74年にかけて、研究会

の開催日数は激減したものの研究会は存続し、若い世代の会員が加わった。爾来 50 数年を閲した今日、初期の会員の多くは鬼籍に入り、あるいは高齢化した。

顧みると、初期の研究会は総じて、会員が当時の「指導的法哲学者」（註 3）と「戦後第一世代の法哲学」（註 4）者の指導、助言、示唆を受けつつ、法学方法論、法価値論、法思想史など法哲学の主要分野の諸問題に関する自己の研究課題につき他の会員との直接・間接の対話を通じて批判的吟味をし、そして更に法、社会、人間についての「合理的な批判精神」の地平を切り開く、まさに「法哲学の学習」（註 5）の場であった。と同時に次世代への研究活動の「橋渡し」役を果たしたと言えるのではないか、と筆者には思われる。

III 結びに代えて

このたび、学会が創立 75 周年を迎えることを心から祝賀し、これを機に研究会活動のさらなる充実と発展を祈念しています。

終わりに、上述の研究会活動の記録に関する記述は、そこに遺漏のあること、また誤記もあるかもしれず、粗雑かつ平板なものであることにつき関係者のご寛恕を乞う次第です。

註

- 1 本文中、日本法哲学会は学会、東京法哲学研究会は研究会と略称し、年号は西暦を用い、筆者とは本稿執筆者を指す。
- 2 この報告者氏名、報告題名（「」内に表示）の記録は、報告時の一部のレジュメ、および筆者の大学ノートの筆録と手帳のメモに拠る。
- 3, 4 原秀男「現代日本の法哲学」（上掲、井上茂・矢崎光圀編「法哲学講義」所収）32～44 頁、及び 45～53 頁。
- 5 上原行雄「法哲学」（ジュリスト・臨時増刊「法学会案内」三訂版、1976 年）178-179 頁。

(2023・5・29)

故三島淑臣元理事長の思い出

酒匂一郎

三島淑臣先生（1932-2015）は、京都大学で加藤新平先生のもとカントを中心とする法哲学・法思想史の研究の道に入られ、1963年に九州大学に赴任して1995年に退官されるまで、法哲学・法思想史の研究教育に当たられた。先生の研究面の成果としては、カント『人倫の形而上学・法論』の加藤先生との共訳（中央公論社『世界の名著12』1972年）、古代・中世の法思想への造詣がうかがえる単著『法思想史』（青林書院新社1980年、新版1993年）、カント法哲学研究の集成『理性法思想の成立』（1998年）がある。また、1981年にホセ・ヨンパルト先生および原秀男先生と共に「討論の場」たる学術雑誌『法の理論』（成文堂）の刊行を開始、2011年まで編集に携わってこられた。

学会での活動としては、1975年から理事に就任され、1989年11月から1993年11月まで理事長を務められた。先生のもとで法哲学研究の道に入って九州大学助教授として採用されていた筆者は、三島理事長のもとで事務局を務めた。当時の学会の懸案事項の一つは学会財政の逼迫による会費値上げの検討であり、理事会での議論の末に、それまでの年会費2000円を年報代込で5000円（普通会员）とすることとし、1990年の学会（北海道大学）総会において承認された。その後、会費は1000円引き上げられたが、現在も6000円であることを思えば、その後バブル崩壊とともに日本はデフレに陥ったことや年報代込であったことを考えてみても、かなり大胆な値上げだったといえるかもしれない。

先生を中心とした九州地区の研究会としては、先生が退官された後であるが、2006年に立ち上げた「九州法理論研究会」がある。これは水波朗先生が亡くなられたあと長らく休止状態であった「法哲学懇話会」を新たに立ち上げ直したものである。「法哲学」ではなく「法理論」という名称を用いることについては議論があったが、上記の『法の理論』創刊号の巻頭言にもあるように、とくにこだわる必要はなかろうという先生の判断により、この名称となったものであり、今日まで原則として春と秋に開催してきている。このほか、以前から政

治思想史の研究者たちと合同の「思想史研究会」があったし、医事法学者の提言で先生を座長とする「西日本生命倫理研究会」もあったが、残念ながらどちらも消滅または休止状態となっている。

先生の思想については、『年報』2014年度号に筆者が追悼記事でも書いたことだが、法哲学・法思想とは別に、九州大学文学部教授であった滝沢克己の思想との関わりが大きかったといえる。いわゆる大学紛争時に先生は滝沢らと大学改革についての学生たちの主張を真摯に受け止める立場にあった。人間の生の根源からの呼びかけに比類なく誠実に応答するという点で格別ではあるが「ただの人」としてイエスを捉える滝沢の思想に、若い頃に参禅の経験もあった先生は共鳴しておられた。このことは『法思想史』の関連箇所にもうかがえるが、その思想は、多元性のなかにも共通の理念を仰ぎ見るカント的な思想とともに、先生の法哲学・法思想のみならず、その生き方を支える思想となっていたといえる。

その思想は人々との交流にも現れていた。学会でもとくに酒席での人々との飾らない談話を楽しむというのが主であったといえる。やや私事にわたる話になるが、筆者は大学時代の友人の発案で先生を中心とする読書会をともに立ち上げ、先生が亡くなられる2年ほど前まで、滝沢を機縁とする先生の友人や福岡近在の弟子たちとともに、ほぼ毎月、開催してきた。ヘーゲル、マルクス、バルト、滝沢、道元など実に多様な思想家の著作を輪読してきたが、その主たる目的はやはり酒席での歓談であった。先生が亡くなられて8年が過ぎたが、先生の人懐こい笑顔は今でも目に浮かぶ。最後に、先生が好んでいたという「道歌」を改めて掲げて、結ぶことにする。「辿り行く麓の道は多けれど、同じ高嶺の月を見るかな」。

本稿執筆の依頼を受け、あらためて九州法理論研究会の創設年を確認してみた。研究会のホームページで確認したところ、第1回の例会の開催は2006年3月であった。それからおよそ年2回開催のペース（新型コロナ流行の初期を除く）で、17年ほどが経過したことになる。各地の研究会と比べると、当研究会の歴史はまだまだ浅い部類に入ると思う。

とはいえ、「九州法理論研究会」の創設以前にも、その前身とも言えるような母体は存在していた。私が九州大学大学院法学研究科修士課程に入学した頃は、それ以前より「法哲学懇話会」が、不定期に開催されていた。「懇話会」という名称は、肩肘張らない雰囲気を好まれる三島淑臣先生の学風も反映していたのではないかと想像している。この懇話会の幹事を、おそらくは福井徹也さん（故人・元佐賀大学）あたりから引き継いで私も担当し、さらに後任へと引き継いでいった。当時は往復葉書での開催通知であり、また過去の開催記録もほとんど残されておらず、かなりの回数を開催したであろうと思われるこの会の開催記録が、現在は断片的にしか残っていないのが残念なところである。この懇話会は、その時々何らかのきっかけで不定期に開催されており、例えば、永尾孝雄先生（故人・元熊本県立大学）が、ドイツのヘーゲル研究所への留学からの帰国後に、体験談を報告されたことなども記憶に残っている。

その「法哲学懇話会」と並行するかたちで、九州大学の三島淑臣先生と小山勉先生を中心に、法哲学・法思想史研究者と政治思想史研究者の双方からなる「思想史研究会」も発足した。こちらの事務局については、当初は岩倉正博先生（元福岡大学）が担当され、主に博多駅周辺のホテルの会議室で研究会が定期的に行われていた。私が修士論文の内容を報告したのも、この研究会においてであったと記憶している。こちらは九州法理論研究会の「前身」というわけではないが、「事務局」という呼び方が、九州法理論研究会にもなんとなく受け継がれているようにも感じている。

そうした状況のもと、法哲学懇話会の開催もだんだんと稀となっていた中で、法哲学の研究会を再スタートしたらどうかという話が出て来た。その際、名称をどうするかという議論の際に、「法哲学」や「法理学」ではなく、「九州法理論研究会」へと名称が決まったのは、三島先生の提案からであったように記憶している。「法理論」の方が、幅広い分野の研究者が参加しやすいであろうとの趣旨であったように思う。もちろん、ドイツにおける“Rechtstheorie”をめぐる動向や、成文堂から刊行中の『法の理論』も念頭にあったとも思われる。

そのような経緯で発足した「九州法理論研究会」であるが、発足時から、研究会の会場は九州大学法学部であり、研究会終了後には、ふだんは箱崎の居酒屋「海門」で、空きがない場合は箱崎の他の居酒屋などで懇親会を開催するのが通例であった。研究会が有益であるのは言うまでもないが、それ以上に懇親会でも話題が楽しく盛り上がるのがつねであった。三島先生が健康上の理由で研究会への参加が難しくなってからも、酒匂一郎先生（元九州大学）を中心に、箱崎での開催が続いていた。九州大学が箱崎から伊都キャンパスへと移転する間際からは、交通の便が良い中央区天神にある、久留米大学の福岡サテライトを会場とすることとなった。神原和宏先生（久留米大学）に、会場のお世話をいただいている。天神界限には、懇親会の会場となるような飲食店が数多くあるのは言うまでもないが、長年培われてきた箱崎の学生街とは、また雰囲気異なるのはやむをえないところである。

新型コロナの流行初期には、研究会の開催をしばらく延期していたが、その後、他の研究会や学会の動向も参考にしつつ、Zoomでのオンライン開催へと移行した。その際、懇親会もオンラインで実施したらどうかとの声があり、そちらもあわせてオンライン開催することとなった。本研究会の特徴の一つと言えるかもしれない。先日、新型コロナの感染症法上の分類が5類へと移行し、現在は、研究会を対面での開催に戻そうという段階にある。そうした中、懇親会への要望と感染症対策とをどう両立できるのかが、研究会運営のうえで新たに直面している課題の一つともなっている。

1. 学問方法論と学会（学界）への寄与

日本法哲学会創立 75 周年を記念して、地域の研究会について特に発足時の事情などを詳らかにし、学会活動全体を俯瞰する一資料にする。これが、私に求められた執筆方針である。そこで、私が学生時代の頃の回顧談から話を始めることとしよう。

学生時代の東北大学法学部では、ドイツ法制史学の世良晃志郎教授を中心に各専攻分野を超えて学問方法論が活発に論じられていた。戦後のマルクス主義への期待が実際政治のなかで次々と打ち砕かれ（スターリニズムだけではなく、北朝鮮が金王朝になってしまったのは大きな失望をもたらしたことだろう）、M. ヴェーバーが代わりに大きな学問的関心の対象になっていた時代である。この一種の学際的研究活動は、『社会科学の方法』という小冊子の継続刊行に結実した。そして、方法論からの理論的・実践的帰結として強調されたのは、学問的営みが何よりも「学会（学界）への寄与」であらねばならないということだった。地域の研究会は、最小規模の学会なのである。

2. 人的資源の不足

とはいえ、研究者が一定数揃わないと研究会自体が成立しない。私が大学院生の時の法哲学専攻者は、指導教官の青井秀夫教授を除き、石川英昭氏（鹿児島大学名誉教授）と私だけだった。一度だけ研究会を開催してみようかという話になり、一番若手の私が I. バーリンの自由論に関する論文を題材に報告をした。しかし、報告者自身の能力の問題もあり、さほど活発な議論を呼び起こさないまま、会継続の話は尻すぼみとなってしまった。青井先生は在独中の成果を活字にすることに追われ、石川氏もまた本来の中国法思想史に関する論文執筆に精力を割かねばならなかった。近隣の大学にも、法哲学研究者は皆無だったのである。

実際、地域の研究会が継続していくには、一定数の研究者に加え世話役の存在が欠かせない。合計 3 名で試行はしたものの、後が続かないことは目に見えていたのかもしれない。

3. 東北法理論研究会の発足と展開

私の後に伊藤剛氏（秀光学園）や阿部信行氏（白鷗大学法学部教授）が青井先生の指導を仰ぎはしたが、それでも数が足りない。ところが、青井教授退官間際になぜか数年連続して門下生が現れ、ようやく研究会の必要性が強く意識されるようになった。早川のぞみ氏（桃山学院大学法学部准教授）、西山千絵氏（琉球大学大学院法務研究科准教授）、服部寛氏（南山大学法学部教授）が、そのメンバーである。尚、足立英彦氏（金沢大学教授）が彼らに先立って大学院に在籍していたが、彼はすぐドイツに留学し R. アレクシー教授の下で研鑽を積む道を選んでいる。

青井教授退官後を樺島博志氏が襲うことで、徐々に研究会も形を整えるようになった。何よりも上記大学院生らの研究を推進するため、発表の機会が必要だったからである。2000 年以降、研究会がどのように実施されたかについては、幹事役の樺島氏によって[東北大学の Web](#)に丁寧且つ詳細にまとめられている。

改めてその報告者や演題を確認すると、ここ 20 年の特徴を次のように列挙することができる。①東北大学関係者という狭い枠が取り払われ、近隣の研究者も発表者に名を連ねていること（当時、山形大学人文学部准教授だった福井康太氏や早瀬勝明氏、あるいは尚絅学院大学教授森田明彦氏など）。②様々な経歴を背景に持ちながら、博士号取得のために東北大学大学院に入学してきた人たち（民間会社退職後の平井進氏、既にカント研究成果を蓄積していた木原淳氏（関西大学法学部教授）、国際政治畑から法哲学専攻に転じた鈴木美南氏（東北大学大学院法学研究科助教）、澁谷知之氏（東北大学 PD））が、研究の一区切りとして発表の機会を持っていること。③人的資源の枯渇が再び表面化してからは、他の研究会と抱き合わせのような形で本研究会の活動を継続していること（別の科研費関係研究会、あるいは海外の研究者による講演会、更に

は12年前の大震災を受けた震災復興関連共同研究など)、以上である。

4. 名称の由来と今後の活動

ところで、「東北法理論研究会」という名称がいつ確定したかは、記憶に乏しい。由来については、従来の「法哲学」や「法理学」とは若干違う意味を込めて、当時のドイツで「法理論」Rechtstheorie という呼び方が提唱されていたという事情が大きい。青井先生が留学されていたゲッチンゲン大学の R. ドライヤー教授の考えが少なからず反映されていた、とも推測できる。

名称に実態が対応しているかどうかは、若干怪しげかもしれない。特にここ数年は法哲学専攻の日本人大学院生が東北の地に殆どいなくなったこと、並びにコロナ禍もあって、研究会活動はさほど活発とは言いがたい。他方で、近隣の地に法哲学研究者が増えただけではなく、コロナ禍を契機とした遠隔研究会実施も普及しているから、改めて今後の活動を軌道に乗せたいと念じているところである。

三島淑臣先生、水波朗先生の思い出

高橋洋城

九州・福岡における研究会については、別に詳しいお話があると思うので、ここでは、学部時代を含めて指導教官として指導していただいた三島淑臣先生と、やはり大変お世話になった水波朗先生、法哲学会を支えてこられたこのお二人について、個人的な思い出を記してみたい。

三島先生の思い出を語るには、「酒」を欠かすことはできないだろう。プラトンを引き合いに、学問的議論は本来「シュンポジオン」として、酒と共にあらねばならないというのが三島先生の持論であった。

筆者が大学院に進学したのは80年代末だったが、大学院の研究室にいると、

昼下がりに先生から「コーヒーでも飲みに行きませんか」とお声がかかることが毎週のようにあった。そして大学近くの喫茶店で、しかし必ずビールから始まっているいろいろなお話をうかがいながら最低でも2～3時間はすごすのが常であった。

先生のお話は身の回りの話から思想・哲学的問題に及び、常に楽しく刺激あるものであったが、普段は学会そのものの話が出ることは少なかったように思う。しかしあるとき、夏が終わる頃であったか、例によって喫茶店に誘われ、そこで先生が、名古屋での集中講義の折、懇親の席の後で近くの公園で仮眠して（先生がお酒のあとオープンエアで仮眠されることがあるのは近い者は知っていたので驚かない）、目覚めてみると、秋の学術大会報告のためのメモをなくしてしまったようでたいへん困っている、というお話をされたことがあった。恥ずかしい話だが、筆者はこのときに初めて先生のご報告のことについて認識し、こうして——三島先生がその頃法哲学会理事長を務められていたことすら知らないままに——初めて参加したのが1991年日本大学での学術大会であった。そこでご報告された「近代の哲学的所有権理論—ロックとカントを中心に」は、三島先生の法哲学年報上での最後のご論稿となった。

90年代当時、福岡では、法哲学の研究会組織として「法哲学懇話会」が存続してはいたが、実際に開催されることはだんだんと少なくなっていた。しかし三島先生を中心に飲む機会は、上記のような場合以外にも、学際的な参加者による「西日本生命倫理研究会」や大学外からの参加者を含めた（大学闘争の頃から続く）勉強会など、様々な形で常にあった。その後、新たに「九州法理論研究会」が発足した頃、先生はすでに大学の職はすべてリタイアされた後であったが、初期の研究会にはほぼ毎回ご参加であったと思う（最後のご参加は2007年、同年の学術大会の準備を兼ねた回であったように記憶している）。いずれの研究会のあとも酒席は、法学部キャンパスからは少し離れた地区（箱崎の商店街）にしか求めることができなかつたので、そうした研究会の後には毎回、先生とともに参加者皆で、夕暮れの九大キャンパスを、文系から理系地区をまるまる超えて、20分ほどは歩いてたどり着き、懇親とシュンポジオンを続けた

ことが思い出される。

水波朗先生は、私が大学院に進学したときすでに九州大学を退官され、久留米大学法学部で教鞭を執っておられた時期であったが、九大法学部すぐそばにご自宅と別の一室を「研究室」としてお持ちであった。そして先生は、その研究室で、大学院生のためにラテン語、ギリシャ語の教室を開いてくださった。筆者も、博士課程の頃から法哲学や憲法専攻の院生（時には大学外の参加者）とともに「水波塾」に通い、語学だけでなく様々なご指導を水波先生からいただいた。

その後、筆者自身は目先の仕事にかまけて先生の元に定期的に通うことはなくなっていくが、その頃先生は、大著 J・メスナー『自然法』の新訳版（創文社、1995年）出版を準備しておられたようで、当時の法哲学専攻の大学院生は、専門分野に拘わらず総出で、索引作りなど様々なお手伝いをしたと聞いている。

その後も先生は、トマス思想を学ぶ勉強会なども開かれていたはずで、多くの大学院生や若手研究者が先生の「研究室」で薫陶を受けたことと思う。もちろん水波先生のご指導を受ける際には皆、ご著書で常に述べられているように、死滅した「新カント派」的思考から脱却し「存在論」を学ぶべきことを、懇々と諭されたものである。

筆者の世代にとって、九州大学での法哲学の思い出は、このように三島先生と水波先生とともにあり、それは九大キャンパスのあった箱崎の風景と結びついてもいる。その後、九大は遠く離れた糸島キャンパスへと移転し、一方、箱崎の町も再開発によってかなり風景も変わってしまったが、今ようやくコロナ禍もピークを過ぎ対面での研究会も再始動する中、これから新たな九州・福岡での研究会スタイルが形成されていくことだろうと思う。

愛知法理研究会の歩み

高橋広次

「愛知法理研究会」の前身は「中部法哲学研究会」であって、1993年4月、かねてより望まれていた東海地方在住の法哲学研究者間の学問交流を図る目的で、名古屋大学法学部にて設立準備会が持たれた。南山大学を退職したばかりの阿南成一先生による生命倫理「死の法理」が記念の報告テーマであった。発足当時の会員は十数名ほどであったが、名古屋大学名誉教授の平野秩夫先生（ヘーゲル法哲学研究の泰斗）も加わり、若手研究者の報告に温かく聴き入る姿が印象的であった。後に1994年12月、本研究会は、名古屋大学の森際康友会員の提案を基に、今に続く「愛知法理研究会」という名称に変更した。ここに言う「愛知」とは、必ずしも愛知県という地名ではなく、古代ギリシア語のフィロソフィア、「知を愛する」という義が込められるとの了解があった。

研究会の運営は、幹事と事務連絡役の両輪で行われ、最初は、森際会員と宇佐美誠会員（中京大学法学部専任講師）が務めたが、会場校が、交通の便が良い八事交差点にあった中京大学へ、そして1997年南山大学へと移るに伴い、筆者高橋が幹事を務め、当時名古屋大学の院生であった小林智会員そして愛知学泉大学の村林聖子会員に事務連絡をお願いし、この連繫体制が続いた（2003年に一時、宇佐美会員に幹事を交替）。法哲学会の「学会報」で地域研究会の情報共有する必要から、ホームページの立ち上げが要請されるようになり、愛知学泉大学の井上匡子会員、次いで名古屋大学に赴任してきた大屋雄裕会員が担当した。

会合は、年に三回、原則として5月連休明け、9月ないし10月、12月の適当な土曜日の午後2時から6時頃まで、ほぼ二つの報告が行われていた。内容は、各自が抱く研究テーマの進捗状況報告がメインであったが、会員数が少ないだけに報告の順番がすぐやってくる、傾向がやや固定気味になったので、外部からも遠くからも、専門研究者や実務家を呼んで、研究関心の枠を広げるよう努めた。また、神戸レクチャーを記念して始まったIVR招待講師の来日を奇貨と

して、講師ご本人を名古屋に招き、そのつど「中部地区セミナー」を開いて地域研究の活性化に尽力した。外国語によるディスカッションであっただけに、英語に堪能な森際会員には、セミナー運営において大変お世話になった。

ところで、研究例会が終了した後は、近くの山手通り界隈の店で懇親会を行うのが常であり、時には栄の繁華街にも足を延ばした。時間制限で質問できなかった疑問点や報告趣旨の確認、各自の最近の関心テーマ、海外の新研究の紹介などについて、深夜まで熱心に議論の花が咲いた。面白くかつ驚いたのは、歓談中に会員個人が持っている意外な趣味を発見した時である。九州大学の三島淑臣先生が、生前よく酒席で述べていたことだが、「本当の研究会は懇親会から始まる」とは至言である。

こうした「学外」での活動支援の一部は、大学による各種研究会への補助費にも負っており、実務担当者としては感謝に堪えなかったが、私学経営上の問題から、やがてそれに制限がかかるようになっていった。筆者もそろそろ還暦を迎える年齢になり、世代交代を図る必要からも、2010年12月例会で、「愛知法理研究会50回を過ぎて」という議題を設け、幹事交替と会場校の変更を相談した。その結果、幹事は中京大学の土井崇弘会員と小林智会員（名古屋大学COE研究員）が務めることになり、2012年5月より会場は中京大学法学部に置かれ、ここを本拠地として今日に至っている。

在職中、返す返すも残念なことは、2005年11月、ヨーロッパ近代私法学の分野で独創的な理論を提示した名古屋大学の筏津安恕会員の急逝であった。享年55歳。数日後に本学で開催される日本法哲学会学術大会の会場設営に追われていた筆者は、個人的に多くの親交を頂きながらも、心ゆくお別れができなかった。翌年の12月、改めて追悼シンポジウムが名古屋大学のレクチャーホールで開かれ、その学徳を偲んで津々浦々から学友が集まった。そう言えば、氏より学問以外の話題を聞いた覚えがない。愛知法理研究会も12月例会に代えて、同シンポジウムを後援した。

末筆ながら、日本法哲学会創立75周年を迎え、その記念誌として発行される『法哲学会の発展と将来』というタイトルに注目したい。わが学会の主流をな

す学説は、戦後も依然として欧米から受け入れたものである。その展開する議論の緻密さは多くの学究を魅了し、その移植は学会を著しく豊富にしたが、人文社会科学方面では、欧米に妥当する真理や正義ではあっても、やはりそれぞれの国風が背景に控えているのであって、固有の伝統を擁する我が国にもそのまま当てはめるのは強引に過ぎよう。国風に改良することが等閑にされているのではないか。この姿勢を省みるとき、「日本法」哲学会という温故知新の学会展望が開けないものだろうか。

〔聞き書き〕 日本法哲学会、IVR 日本支部、法理学研究会の思い出*

深田三徳／聞き手：濱 真一郎

Question 1： 大学院に進学されたきっかけや、当時の日本での議論状況についてお聞かせ下さい。

深田先生： 同志社大学の法学部時代に八木鉄男先生の「法哲学」の講義を受講し、法哲学に関心を抱いて大学院に進学した。恒藤武二先生および八木先生のご指導を受け、修士論文の題目は「H. L. A. ハートの法理学における方法」であった。修士課程修了後には、1967年4月に同志社大学法学部の助手に就任した。

1960年代の日本では、「法とは何か」という問いについて、碧海純一先生と加藤新平先生の間で法概念論争が注目されており（日本法哲学会編『法の概念（法哲学年報 1963 上）』有斐閣、1963年）、そのお二人の法理論のほかにはハ

* この文章は、深田先生のお話をお伺いして、本誌編集委員の一人である濱の責任のもとに取りまとめたものである。深田先生には事前に質問事項をお送りして、お話を伺っている。なお、日本法哲学会ウェブサイト、法理学研究会編『関西法理学研究会 60周年記念誌』（1994年）、および「座談会・法理学研究会の歩み」『書齋の窓』448号（1995年）も参照している。

ートの法理論を参照する井上茂先生と矢崎光圀先生のものがあった。私も、ハートの法理論における「承認のルール」や司法的裁量に関する議論について研究し、さらに、ハートの法理論に対するロナルド・ドゥオーキンからの批判や、19世紀のベンサムの法理論について、研究を進めた。

Question 2： 1970年代の法哲学会・学術大会の様子についてお聞かせください。

深田先生： 最初の在外研究（ロンドン大学）から1969年7月に帰国し、法哲学会に同年秋に入会した。法哲学会の学術大会は、1968年までは大学で開催されていたが、1969年から1970年代にかけては、1回の例外を除いて、大学外の施設で開催されている。これは、大学紛争、学生紛争と関係している。それから、1969年度と70年度には、学術大会が（従来は2日間であったのが）1日しか開催されなかった。

さて、1971年11月から75年11月にかけて、加藤先生が法哲学会の理事長を務められた際に、学会事務局を担当することになった。当時の理事会は、学術大会の前日や、大会中のお昼休みの時間帯や、大会終了後に開催されていた。企画委員会のようなものはなく、理事会にて、次年度の責任者を決めていた。責任者は、統一テーマ、報告者、開催の場所について企画を立てて、春の理事会で説明し、承認を得ていた。

Question 3： 神戸でのIVR世界大会、IVR日本支部、神戸レクチャーについてお聞かせください。

深田先生： 1987年に、IVR（法哲学・社会哲学国際学会連合）世界大会が神戸にて開催された。碧海先生、矢崎先生といった先生方に加えて、ホセ・ヨンパルト先生が、外国語が得意ということもあり大きな役割を果たされた。大会の終了後には、各地で研究会や観光が行われた。私は、京都での研究会の準備や、京都および奈良の観光案内を担当した。神戸大会は、日本法哲学会が変わっていくきっかけとなった。すなわち、IVR世界大会に参加する会員が増え、

外国の法哲学の紹介だけでは不十分であるという意識が生まれて独自の理論を展開する会員が増え、さらに研究テーマが多様化していった。

さて、神戸大会が開催されたことを記念して、神戸レクチャーが開催されることになった。第1回の講師は R. ドゥオーキン教授であり（1990年）、私がIVR日本支部長を務めたとき（1992年11月～96年11月）には、第3回の講師としてジョセフ・ラズ教授が来日された（1994年）。第1回の講師がドゥオーキン教授であったのは、当時、世界的に一番著名な法哲学者であったということと、私が2回目の在外研究（オックスフォード大学）の際にドゥオーキン教授と既にご一緒していて、招聘しやすかったということもある。世界の法哲学の中心は、戦前はドイツ語圏であり、ケルゼンやラートブルフへの関心が大きかったが、戦後は、ドイツが東西体制となり、敗戦国であったということもあり、法哲学の中心はイギリスに移っていた。とくにオックスフォード大学では、言語哲学や日常言語学派の影響を受けた法理論が提示されていた。

Question 4： 1960年代末から70年代の法理学研究会の様子についてお聞かせください。

深田先生： 1969年に最初の在外研究から帰国し、その年の秋に、法哲学会への入会とほぼ同時に、法理学研究会のメンバーになった。法理学研究会は、恒藤恭先生によって1933年に創立されて、1943年の2月を最後に中断し、1950年12月に再開された。その後、1967年に恒藤先生が亡くなられて、半年ほど開催されず、1968年に再開される運びとなった。

大学紛争の関係で、京都大学の楽友会館が使えなくなり、1970年から同志社大学の様々な会議室で開催されるようになり、私は、幹事を長く務めて、さらに会場係として長期にわたって世話役を務めた。一番大変な時期は、1960年代末から70年代の大学紛争、学生運動の時代であった。大学が使えないときは、学外の会場を探して例会を行っていたが、出席者が少なくなり、会場を借りるための費用もかかっていた。大学紛争、学生運動が落ち着いてからは、各大学の先生方が研究会に参加され、矢崎先生が阪大の院生の皆さんを連れて参加さ

れたりして、例会だけでなく、終了後の懇親会で情報交換をしたりと、充実した楽しい時期となった。

第 4 部 資料編

1 IVR 日本支部の歴史

1909年 Internationale Vereinigung für Rechts- und Wirtschaftsphilosophie が結成される。

1933年 Internationale Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie と改称される。

1965年 日本法哲学会は、国際学会としての IVR (Internationale Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie) に一体として加入し、「IVR 日本支部」となる。

1976年1月 「国際法哲学社会哲学会」の日本支部を、日本法哲学会とは別の組織として結成する。

[* IVR の日本語表記については、1976年5月時点では「国際法哲学社会哲学会」と表記されていたが、1984年11月時点では「法哲学・社会哲学国際学会連合」という表記に変更され、この表記が、2005年11月13日に制定された IVR 日本支部規約でも用いられた。資料として以下を参照した。1976年5月に「IVR 日本支部事務責任者 碧海純一」名で配布された「国際法哲学会社会哲学会日本支部結成のおしらせ」、日本法哲学会 IVR'87 組織委員会『法哲学・社会哲学国際学会連合第13回世界会議(1987年)(略称 IVR'87) 説明書』(昭和59〔1984〕年11月)。なお、IVR 日本支部規約は [IVR 日本支部のウェブサイト](#) で閲覧することができる。]

1976年11月 日本法哲学会学術大会の第1日の後に、第1回会員総会を開く。

1987年8月20-26日 法哲学・社会哲学国際学会連合 (IVR) 第13回世界会議が神戸市の神戸国際会議場にて開催される。

以下、会議の様子を伝える森村進「日本で開かれた初めての法哲学国際学会」『法学教室』88号（1988年）、92-94頁から引用する。

「1987年の8月20日（木）から26日（水）までの一週間、神戸のポートアイランド内にある国際会議場で、法哲学・社会哲学国際学会連合（略称・IVR）の第13回世界会議が、「法、文化、科学・技術——異文化間の相互理解を求めて」を統一テーマとして開催された。」「今度の神戸会議は、初めてアジアで行われたものである。」「20日は登録とレセプションのパーティー、23日は中休み、26日はIVR総会で、報告が行われたのは21・22日と24・25日の4日間だった。そのうち前の2日は、組織委員会が選んで招待した報告者がメイン・ホールで講演を行うプリーナリーセッション（全体会議）、及び基調講演にあてられ、後の2日はワーキングセッション（部会）とスペシャル・セッションにあてられた。この会議のサブテーマは4つ、

- ① 科学・技術の時代における法と倫理
- ② 現代法哲学の基本問題
- ③ 現代社会哲学の基本問題
- ④ 東西法文化の比較

で、そのサブテーマはさらに3つあるいは4つのワーキング・セッションに分けられた。」「26日の午前中には、4年に一度のIVR総会が開かれ……碧海純一（放送大学）が名誉理事長に、矢崎〔光圀〕が理事に選ばれた。」

他に以下の資料もある。森村進「法哲学（学界回顧）」『法律時報』59巻13号（1987年）、森村進「「法哲学・社会哲学国際学会連合第13回世界会議（IVR'87）に出席して」『理想』637号（1987年）。

1988年11月 日本法哲学会理事会のもとにIVR日本支部委員会が設置され、佐藤節子会員が初代の法哲学・社会哲学国際学会連合（IVR）日本支部長に就任した。

〔* 日本法哲学会編『法秩序の生成と変動（法哲学年報1988）』（有斐閣、

1989年) 所収の「日本法哲学会学術大会・総会記事(1988年度)」による]

1990年6月 第1回神戸記念レクチャー(「神戸レクチャー」とも称される)を、ロナルド・ドゥオーキン教授を講師として開催。

2005年11月 日本法哲学会理事会にて「IVR日本支部規約」を制定し、1条、2条及び4条で以下のように定める。「1. 法哲学・社会哲学国際学会連合(Internationale Vereinigung für Rechts- und Sozialphilosophie, 略称IVR)における日本代表機関としてIVR日本支部を設立する。」「2. IVR日本支部は、日本法哲学会理事会のもとで、IVRを中心とする国際的な学術交流に対し協力・促進することを目的とする。」「4. IVR日本支部は、その運営に当たらせるため、IVR日本支部運営委員会を設置する。」

2018年7月 第1回IVR Japan国際会議および第12回神戸レクチャーを開催。

歴代支部長(所属は当時)

佐藤節子(青山学院大学):1988年11月~1990年9月

青井秀夫(東北大学):1990年9月~1992年11月

深田三徳(同志社大学):1992年11月~1996年11月

森際康友(名古屋大学)1996年11月~2000年11月

桂木隆夫(成蹊大学、学習院大学)2000年11月~2004年11月

角田猛之(大阪府立大学、関西大学):2004年11月~2008年11月

桜井 徹(神戸大学):2008年11月~2012年11月

那須耕介(京都大学):2012年11月~2016年11月

瀧川裕英(立教大学):2016年11月~2018年11月

宇佐美誠(京都大学):2018年11月~2022年11月

足立英彦(金沢大学):2022年11月~

Past Kobe Lectures

1990: Ronald Dworkin, ARSP 80 (1994), 463-475

1992: Ralf Dreier

1994: Joseph Raz, ARSP 82 (1996), 1-25

1996: The First Asia Symposium in Jurisprudence, ARSP-B 72 (1998)

1998: Will Kimlicka, ARSP-B 96 (2004)

2000: Randy Barnett

2002: Emilios Christodoulidis, ARSP 92 (2006), 1-14

2005: Ulfrid Neumann

2008: Cass Sunstein, ARSP-B 132 (2012)

2011: David Miller, ARSP-B 139 (2014)

2014: Brian Z. Tamanaha, ARSP-B 152 (2017)

2018: Kristen Rundle, ARSP-B 161 (2020)

2023: Daniell A. Bell

[本誌編集委員会にて作成]

2 日本法哲学学会学術大会の記録および日本法哲学学会役員一覧について

日本法哲学学会学術大会の記録については、すでに[日本法哲学学会ウェブサイト](#)に掲載されているため本誌では割愛した。

日本法哲学学会役員一覧については、創立 50 周年記念誌『法哲学学会のあゆみ』（1998 年発行）に、1997 年度選出役員までが掲載されている。それ以降の役員は、[日本法哲学学会ウェブサイト](#)に掲載されているため本誌では割愛した。

執筆者一覧

日本法哲学会創立 75 周年記念誌の刊行を祝して

中山竜一

大阪大学教授

第 1 部 日本法哲学会の発展と将来

石山文彦

中央大学教授

市原靖久

関西大学名誉教授

井上達夫

東京大学名誉教授

大塚 滋

東海大学名誉教授

大屋雄裕

慶應義塾大学教授

亀本 洋

明治大学教授

笹倉秀夫

大阪市立大学名誉教授・

早稲田大学名誉教授

嶋津 格

千葉大学名誉教授

住吉雅美

青山学院大学教授

関 良徳

信州大学教授

高橋文彦

明治学院大学教授

土屋恵一郎

千葉工業大学特別教授・

明治大学名誉教授

長谷川晃

北海道大学名誉教授

濱 真一郎

同志社大学教授

森村 進

一橋大学名誉教授

山田八千子

中央大学教授

第 2 部 IVR 日本支部と神戸レクチャーのあゆみ

青井秀夫

東北大学名誉教授・

岡山商科大学名誉教授

足立英彦	金沢大学教授
宇佐美誠	京都大学教授
桜井 徹	神戸大学教授
菅原寧格	北海学園大学教授
瀧川裕英	東京大学教授
角田猛之	関西大学名誉教授
土井崇弘	中京大学教授
鳥澤 円	関東学院大学准教授
松浦好治	名古屋大学名誉教授
森際康友	名古屋大学名誉教授

第3部 各地研究会のあゆみと未来

河見 誠	青山学院大学教授
小谷野勝巳	拓殖大学名誉教授
酒匂一郎	九州大学名誉教授
重松博之	北九州市立大学教授
陶久利彦	東北学院大学教授
高橋洋城	駒澤大学教授
高橋広次	南山大学名誉教授
深田三徳	同志社大学名誉教授

編集後記

1948年5月に設立された日本法哲学会は2023年に75周年を迎えました。この機会に本学会の歴史を振り返るため、編集されたのが本書です。

日本法哲学会の中堅以上の会員の中で、学会のみならずIVR日本支部や各地の研究会に深くかかわって来歴に詳しい方々に寄稿を仰ぎました。この75周年記念誌は1998年の50周年記念誌『法哲学会のあゆみ』から四半世紀ぶりに刊行された記念誌ということになり、日本法哲学会の歴史を記録する上で貴重な資料になるでしょう。25年というと大体一世代ですから、記憶を継承するためにも十分な間隔であると思います。ただし今回は最近四半世紀だけでなく、それ以前の出来事についても重複を恐れずに書いていただきました。というのは、50周年記念誌は初期の学会に関する回想が多い一方、1987年のIVR神戸世界会議のような比較的新しい時代の活動についてはあまり詳細でないと思われたからです。

私がこの記念誌の編集委員長という役割をつとめました。これは日本法哲学会の前理事長としての名誉職的な性質があります。実際に原稿の依頼と取りまとめや印刷所との折衝などの仕事をしていただいたのは、桜井徹・足立英彦・濱真一郎・服部高宏・瀧川裕英・関良徳の各会員です。また、金沢大学大学院生の長山昂平氏には校正等の編集作業をお手伝いいただきました。ここに記して感謝します。

どうか古くからの会員はこの機関誌によって思い出をよみがえらせ、比較的新しい会員はこれまでの歴史を基に今後の学会の進むべきあり方に思いを巡らせ、学会員以外の方はこの伝統ある学会について知っていただきたいと希望します。

2023年11月

森村進

日本法哲学会創立 75 周年記念誌編集委員会

森村 進 委員長、一橋大学名誉教授

桜井 徹 幹事、神戸大学

足立 英彦 金沢大学

関 良徳 信州大学

瀧川 裕英 東京大学

服部 高宏 追手門学院大学

濱 真一郎 同志社大学

日本法哲学会創立 75 周年記念 法哲学会の発展と将来

発行 2023 年 11 月 4 日

編集 日本法哲学会創立 75 周年記念誌編集委員会

発行 日本法哲学会

〒464-8601

名古屋市千種区不老町

名古屋大学大学院法学研究科 松尾陽研究室気付